資料 1-1

平塚市地域防災計画（地震災害対策計画）新旧対照表　　改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
［総 則］ 第 1 章 地震災害対策の計画的推進 第1節　計画の目的及び位置付け （P2） （ウ） 重点対策 a 津波対策の充実 最大クラスの津波に対しては，市民等の生命を守ることを最優先として，市民等の避難を軸に市民の防災意識の向上、的確な避難情報の発令や避難誘導、津波避難計画等のソフト対策を推進するとともに、数十年から百数十年に一度程度発生する津波に対しては、相模灘沿岸海岸保全基本計画を踏まえ、護岸整備等のハード対策により、津波対策を充実します。 （以降「住民」を「市民」に統一） 第2節　本市の概況 1 自然的条件 （5） 気象 （略） 雨量は年間平均 1,538 ミリ程度で、季節的にみると、夏期多雨で、冬期の降水量は少ないです。 第3節　地震被害の想定	［総 則］ 第 1 章 地震災害対策の計画的推進 第1節　計画の目的及び位置付け （P2） （ウ） 重点対策 a 津波対策の充実 最大クラスの津波に対しては，住民等の生命を守ることを最優先として，住民等の避難を軸に住民の防災意識の向上、的確な避難情報の発令や避難誘導、津波避難計画等のソフト対策を推進するとともに、数十年から百数十年に一度程度発生する津波に対しては、相模灘沿岸海岸保全基本計画を踏まえ、護岸整備等のハード対策により、津波対策を充実します。 第2節　本市の概況 1 自然的条件 （5） 気象 （略） 雨量は年間平均 1,550 ミリ程度で、季節的にみると、夏期多雨で、冬期の降水量は少ないです。 第3節　地震被害の想定	

平塚市地域防災計画（地震災害対策計画）新旧対照表　　改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
1　被害想定の考え方 （P9） （2）　県における被害想定調査の経過 神奈川県では、昭和57～60年度、平成3～4年度、阪神・淡路大震災後の平成9～10　年度、平成19～20年度及び東日本大震災後の平成25～26年度に地震被害想定調査を実施しています。 令和7年3月公表の地震被害想定調査では、その後の平成 28 年の熊本地震、平成 30 年の北海道胆振東部地震、令和6年の能登半島地震などの大規模地震の災害調査結果から明らかになった多くの教訓や課題を踏まえるとともに、地震学、地震工学、災害社会学等の最新の知見を取り入れて行いました。	1　被害想定の考え方 （P9） （2）　県における被害想定調査の経過 神奈川県では、昭和57～60年度、平成3～4年度及び阪神・淡路大震災後の平成9～10　年度及び平成19～20年に地震被害想定調査を実施しています。 平成 27 年5月公表の地震被害想定調査では、平成 23 年3月に発生した東日本大震災の災害調査結果から明らかになった多くの教訓や課題を踏まえるとともに、地震学、地震工学、災害社会学等の最新の知見を取り入れて行いました。	・　県被害想定調査との整合
（3）　国における大規模地震防災・減災対策大綱の策定の経過 （略） 令和5年4月に、中央防災会議における「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（平成26年3月28日中央防災会議決定。以下「基本計画」という。）の策定から10年が経過することから、基本計画の見直しに向けた防災対策の進捗状況の確認や新たな防災対策の検討を目的として、防災対策実行会議の下に、「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設置され、令和7年3月に最新の知見等を踏まえた被害想定が公表されました。	（3）　国における大規模地震防災・減災対策大綱の策定の経過 （略） （追加）	・　国の取組の追加
（4）　本計画における被害想定の考え方 本計画の基礎となる被害想定は、令和7年3月に公表された県の被害想定を基本としていますが、本計画に基づく各種具体の対象を検討するに当たっては、これらの調査結果に加え、必要に応じて本市の自然的・社会的特性等を考慮するものとします。	（4）　本計画における被害想定の考え方 本計画の基礎となる被害想定は、平成27年5月に公表された県の被害想定を基本としていますが、本計画に基づく各種具体の対象を検討するに当たっては、これらの調査結果に加え、必要に応じて本市の自然的・社会的特性等を考慮するものとします。	

<table>
<tr><th>新（改訂後）</th><th>旧（改訂前）</th><th>備考欄</th></tr>
<tr>
<td>
2　被害想定結果
（1）　想定地震の一覧
<table>
<tr><th>想定地震</th><th>説　　明</th></tr>
<tr><td>都心南部直下地震</td><td>首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード 7.3 の地震です。東京湾北部地震にかわり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されていることから、想定地震としました。</td></tr>
<tr><td>三浦半島断層群の地震</td><td>三浦半島断層帯を震源域とするモーメントマグニチュード 7.0 の活断層型の地震です。発生確率が高いグループに属しており、県東部に大きな被害が懸念される地震であることから、想定地震としました。</td></tr>
<tr><td>神奈川県西部地震</td><td>神奈川県西部を震源域とするモーメントマグニチュード 6.7 の地震です。県西部に大きな被害が懸念される地震であることから、想定地震としました。</td></tr>
</table>
</td>
<td>
2　被害想定結果
（1）　想定地震の一覧
<table>
<tr><th>想定地震</th><th>説　　明</th></tr>
<tr><td>都心南部直下地震</td><td>首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード 7.3 の地震です。東京湾北部地震にかわり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されていることから、想定地震としました。</td></tr>
<tr><td>三浦半島断層群の地震</td><td>三浦半島断層帯を震源域とするモーメントマグニチュード 7.0 の活断層型の地震です。現行の神奈川県地震防災戦略（平成 28 年3月策定）の減災目標としている地震であることから、想定地震としました。前回の調査では、モーメントマグニチュード 6.9 としていましたが、最新の知見からモーメントマグニチュードを変更しています。</td></tr>
<tr><td>神奈川県西部地震</td><td>神奈川県西部を震源域とするモーメントマグニチュード 6.7 の地震です。現行の神奈川県地震防災戦略（平成 28 年3月改訂）の減災目標としている地震であることから、想定地震としました。</td></tr>
</table>
</td>
<td>・　県被害想定調査との整合</td>
</tr>
</table>

新（改訂後）		旧（改訂前）		備考欄
東海地震	駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.0の地震です。神奈川県地域防災計画において地震の事前対策について位置づけていること、また、県内の概ね西半分の市町が「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）」の地震防災対策強化地域に指定されていることから、想定地震としました。	東海地震	駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.0の地震です。神奈川県地域防災計画において地震の事前対策について位置づけていること、また、県内の概ね西半分の市町が「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）」の地震防災対策強化地域に指定されていることから、想定地震としました。	
南海トラフ巨大地震	南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0の地震です。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の一部の市町村が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることから、想定地震としました。	南海トラフ巨大地震	南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0の地震です。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の一部の市町村が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることから、想定地震としました。	
大正型関東地震	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.2の地震です。1923年の大正関東地震を再現した地震で、国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震であることから、想定地震としました。	大正型関東地震	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.2の地震です。1923年の大正関東地震を再現した地震で、国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震であることから、想定地震としました。	
元禄型関東地震（参考）	相模トラフから房総半島東側を震源域とするモーメントマグニチュード8.5の地震です。1703年の元禄関東地震を再現した地震で、現実に発生した最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震ですが、参考地震として被害量を算出しています。	元禄型関東地震（参考）	相模トラフから房総半島東側を震源域とするモーメントマグニチュード8.5の地震です。1703年の元禄関東地震を再現した地震で、現実に発生した最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震ですが、参考地震として被害量を算出しています。	

新（改訂後）		旧（改訂前）		備考欄
相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）	元禄型関東地震の震源域に加え関東北部までを震源域とするモーメントマグニチュード 8.7 の地震です。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した相模トラフ沿いの最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震ですが、参考地震として被害量を算出しています。	相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）	元禄型関東地震の震源域に加え関東北部までを震源域とするモーメントマグニチュード 8.7 の地震です。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した相模トラフ沿いの最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震ですが、参考地震として被害量を算出しています。	
慶長型地震（参考）	南海トラフ沖と相模トラフ沿いを繋ぐ断層を設定し、そこで想定したモーメントマグニチュード 8.5 の正断層型の地震です。平成 27 年3月に神奈川県が公表した津波浸水予測図の対象地震の中で最大クラスの地震であり、最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出しています。	慶長型地震（参考）	南海トラフ沖と相模トラフ沿いを繋ぐ断層を設定し、そこで想定したモーメントマグニチュード 8.5 の正断層型の地震です。平成 24 年3月に神奈川県が公表した津波浸水予測図の対象地震の中で最大クラスの地震であり、最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出しています。	
明応型地震（参考）	南海トラフから銭洲海嶺に伸びるフィリピン海プレート内の断層を設定し、そこで想定したモーメントマグニチュード 8.4 の逆断層型の地震です。平成 27 年3月に神奈川県が公表した津波浸水予測図の対象地震の中で最大クラスの地震であり、最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出しています。	明応型地震（参考）	南海トラフから銭洲海嶺に伸びるフィリピン海プレート内の断層を設定し、そこで想定したモーメントマグニチュード 8.4 の逆断層型の地震です。平成 24 年3月に神奈川県が公表した津波浸水予測図の対象地震の中で最大クラスの地震であり、最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出しています。	
元禄型関東地震と国府津－松田断層帯の連動地震（参考）	相模トラフで発生する海溝型と国府津－松田断層帯の地震が連動発生するモーメントマグニチュード 8.3 の地震です。平成 27 年3月に神奈川県が公表した津波浸水予測図の対象地震の中で最大クラスの地震とされていた、「元禄型関東地震と神縄・国府津－松田断層帯の連動地震」の断層モデルの一部を、最新の知見	元禄型関東地震と国府津－松田断層帯の連動地震（参考）	相模トラフで発生する海溝型と国府津－松田断層帯の地震が連動発生するモーメントマグニチュード 8.3 の地震です。平成 24 年3月に神奈川県が公表した津波浸水予測図の対象地震の中で最大クラスの地震とされていた、「元禄型関東地震と神縄・国府津－松田断層帯の連動地震」の断層モデルの一部を、最新の知見	

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄

新（改訂後）

	を基に変更した地震であり、最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出しています。

（令和7年神奈川県地震被害想定調査による）

（以降「平成 27 年神奈川県地震被害想定調査」を「令和7年神奈川県地震被害想定調査」に統一）

（2） 想定地震の一覧

No	想定地震名	ﾓｰﾒﾝﾄﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	県内で想定される最大震度	発生確率
1	都心南部直下地震	7.3	横浜市･川崎市を中心に震度6強	（南関東地域のM7クラスの地震が30 年間で70%）
2	三浦半島断層群の地震	7.0	横須賀三浦地域で震度6強	30 年以内6～11%
3	神奈川県西部地震	6.7	県西地域で震度6強	（過去 400 年の間に同クラスの地震が5回発生）

旧（改訂前）

	を基に変更した地震であり、最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出しています。

（平成 27 年神奈川県地震被害想定調査による）

（2） 想定地震の一覧

No	想定地震名	ﾓｰﾒﾝﾄﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	県内で想定される最大震度	発生確率
1	都心南部直下地震	7.3	横浜市･川崎市を中心に震度6強	（南関東地域のM7クラスの地震が30 年間で70%）
2	三浦半島断層群の地震	7.0	横須賀三浦地域で震度6強	30 年以内6～11%
3	神奈川県西部地震	6.7	県西地域で震度6強	（過去 400 年の間に同クラスの地震が5回発生）

備考欄

新（改訂後）					旧（改訂前）					備考欄
4	東海地震	8.0	県西地域で震度6弱	（南海トラフの地震は 30 年以内 80%程度）	4	東海地震	8.0	県西地域で震度6弱	（南海トラフの地震は 30 年以内 80%）	
5	南海トラフ巨大地震	9.0	県西地域で震度6弱	（南海トラフの地震は 30 年以内 80%程度）	5	南海トラフ巨大地震	9.0	県西地域で震度6弱	（南海トラフの地震は 30 年以内 80%）	
6	大正型関東地震	8.2	湘南地域・県西地域を中心に震度7	30 年以内ほぼ 0%～6%（2百年から4百年の発生間隔）	6	大正型関東地震	8.2	湘南地域・県西地域を中心に震度7	30 年以内ほぼ 0%～6%（2百年から4百年の発生間隔）	
7	元禄型関東地震（参考）	8.5	湘南地域・県西地域を中心に震度7	30 年以内ほぼ 0%（2千年から3千年の発生間隔）	7	元禄型関東地震（参考）	8.5	湘南地域・県西地域を中心に震度7	30 年以内ほぼ 0%（2千年から3千年の発生間隔）	
8	相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）	8.7	全県で震度7	30 年以内ほぼ 0%（2千年から3千年あるいはそれ以上の発生間隔）	8	相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）	8.7	全県で震度7	30 年以内ほぼ 0%（2千年から3千年あるいはそれ以上の発生間隔）	
9	慶長型地	8.5	想定して	（評価していな	9	慶長型地	8.5	想定して	（評価していな	

新（改訂後）

	震(参考)		いない(津波による被害のみ想定)	い)
10	明応型地震(参考)	8.4	想定していない(津波による被害をのみ想定)	(評価していない)
11	元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震(参考)	8.3	想定していない(津波による被害のみ想定)	(評価していない)

想定条件

季節	冬	冬	夏
日	平日	平日	平日
発生時間	18 時	5時	12 時
風速	3.0m/s	3.0m/s	3.3m/s
風向	北北東	北北東	南

※風速、風向の観測点は「辻堂」

(令和7年神奈川県地震被害想定調査による)

※ 表中の発生確率については「長期評価による地震発生確率値の更新に

旧（改訂前）

	震(参考)		いない(津波による被害のみ想定)	い)
10	明応型地震(参考)	8.4	想定していない(津波による被害をのみ想定)	(評価していない)
11	元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震(参考)	8.3	想定していない(津波による被害のみ想定)	(評価していない)

想定条件

季節	冬	冬	夏
日	平日	平日	平日
発生時間	18 時	5時	12 時
風速	5.644m/s	5.644m/s	6.157m/s
風向	北北東	北北東	南

※風速、風向の観測点は「辻堂」

(平成 27 年神奈川県地震被害想定調査による)

※ 表中の発生確率については「長期評価による地震発生確率値の更新に

備考欄

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
ついて（地震調査研究推進本部：令和7年1月15日）」、「中央防災会議首都直下地震モデル検討会報告書（内閣府：平成 25 年 12 月）」などによる評価。 （3） 震度ランクの予測、建築物、人的等の被害想定 （被害想定の各数値は資料 2-2 のとおり） ○ 要配慮者のうち、高齢者は65歳以上を、要介護者は要介護3以上を対象としている。 ○ 慶長型地震（参考）、明応型地震（参考）、元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震（参考）は、津波による被害のみ想定。 （削除） （令和7年神奈川県地震被害想定調査による） （5） その他の被害想定 ア 液状化現象 平成 23 年の東日本大震災では、千葉県や茨城県でも液状化被害が発生しました。令和6年能登半島地震では、石川県、富山県、新潟県などの沿岸部を中心として幅広い地域で液状化現象が発生しました。神奈川県においては、大正 12 年の関東大地震の際に、相模川の河口部、横浜市の低地部、川崎市の多摩川流域に液状化が生じた記録があります。 イ 崖崩れ （被害想定の各数値は資料 2-2 のとおり）	ついて（地震調査研究推進本部：令和7年1月15日）」、「中央防災会議首都直下地震モデル検討会報告書（内閣府：平成 25 年 12 月）」などによる評価。 （3） 震度ランクの予測、建築物、人的等の被害想定 （被害想定の各数値は資料 2-2 のとおり） ※ 要配慮者のうち、高齢者は75歳以上を、要介護者は要介護3以上を対象としている。 ※ 慶長型地震（参考）、明応型地震（参考）、元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震（参考）は、津波による被害のみ想定。 ※ 都市ガスの供給停止件数は、地震による被害が大きいと推定される地域全体の安全を確保するために、ガスの供給を停止する件数です。 （平成 27 年神奈川県地震被害想定調査による） （5） その他の被害想定 ア 液状化現象 平成 23 年の東日本大震災では、千葉県や茨城県でも液状化被害が発生しました。神奈川県においては、大正 12 年の関東大地震の際に、相模川の河口部、横浜市の低地部、川崎市の多摩川流域に液状化が生じた記録があります。 イ 崖崩れ （被害想定の各数値は資料 2-2 のとおり）	・ 県被害想定調査との整合 ・ 災害対策基本法改正・防災基本計画改訂による追記

平塚市地域防災計画（地震災害対策計画）新旧対照表　　改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
＊：1以上 10 未満を示す。 （令和7年神奈川県地震被害想定調査による）	＊：わずか（計算上 0.5 以上 10 未満） 0：計算上 0.5 未満は 0 とした。 （平成 27 年神奈川県地震被害想定調査による）	
第4節　地震防災に関する調査等の推進 1　地震防災に関する調査等の実施 神奈川県では、令和6年度に地震被害想定調査を実施しました。 現在の本市の地域防災計画は、この県や国の調査結果に基づいており、今後とも県や国が実施する調査、研究の結果を基本的に踏まえます。	第4節　地震防災に関する調査等の推進 1　地震防災に関する調査等の実施 神奈川県では、平成 25 年度及び 26 年度に地震被害想定調査を実施しました。今後、新たな津波浸水予測図に基づく被害想定調査を実施するとともに、国における新たな地震モデル、想定手法といった被害の想定に関する動向を踏まえ、適宜、新たな被害想定調査が実施されます。 現在の本市の地域防災計画は、この県や国の調査結果に基づいており、今後とも県や国が実施する調査、研究の結果を基本的に踏まえます。	
第6節　防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務 （P24） 4　指定公共機関 指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。 （略） （2）NTT東日本株式会社神奈川事業部 ア　電気通信施設の整備及び点検 イ　電気通信の特別取扱 ウ　電気通信施設の被害調査及び災害復旧 （以降、「東日本電信電話株式会社」は「NTT 東日本株式会社」に統一）	第6節　防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務 （P21） 4　指定公共機関 指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。 （略） （2）東日本電信電話株式会社神奈川事業部 ア　電気通信施設の整備及び点検 イ　電気通信の特別取扱 ウ　電気通信施設の被害調査及び災害復旧	
[地 震 災 害]	[地 震 災 害]	

平塚市地域防災計画（地震災害対策計画）新旧対照表　　改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
第 2 章 減災に向けたまちづくり 第2節　防災空間の確保 （P30） 《現状》 ○　本市には公園緑地として285か所、142.85ヘクタールを開設しています（令和7年3月31日現在）。 《今後の取組みの方向》 2　緑地の確保【都市整備部】 災害時の避難路を補完する緑道や街路樹の整備、民有地の緑化を促進します。 第3節　公共施設の安全対策、防災機能の強化 《現状》 ○　市庁舎は災害対策活動の中枢となることから、災害対策本部機能を備えるとともに、災害時にも自立性が確保できるように免震構造を採用し、非常用発電設備などを設置しています。 《課題》 （削除） 《今後の取組みの方向》	第 2 章 減災に向けたまちづくり 第2節　防災空間の確保 （P30） 《現状》 ○　本市には公園緑地として284か所、142.82ヘクタールを開設しています（令和6年3月31日現在）。 《今後の取組みの方向》 2　緑地の確保【都市整備部】 災害時の避難路を補完する緑道の整備や街路樹、民有地の緑化を促進します。 第3節　公共施設の安全対策、防災機能の強化 《現状》 ○　市庁舎は災害対策活動の中枢となることから、災害対策本部機能を備えるとともに、災害時にも自立性が確保できるように免震構造を採用し、非常用発電設備などを設置しています。また、災害時に市役所を訪れる市民及び市内在勤在学の方々等のための情報提供の場や一時的に退避する場としての機能を備えています。 《課題》 ○　県立高校については、大規模耐震補強が必要な校舎棟の工事は終了していますが、体育館等の耐震補強工事が必要となっています。 《今後の取組みの方向》	・　体育館の耐震化は終了しているため

平塚市地域防災計画（地震災害対策計画）新旧対照表　　改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
1　予備施設の確保【市長室】 　災害対策本部は市庁舎本館に設置されますが、災害により市庁舎本館に支障が生じた場合には文化公園会館に災害対策本部を設置するため、予備施設においても災害対策本部設置を考慮して、通信等に必要な機能整備を進めます。 （削除） ［以降、項番修正］ 第4節　津波対策 《現状》 ○　平成29年に津波ハザードマップを作成しました。 ○　本市域には約4キロメートルに及ぶ海岸線があり、湘南ひらつかビーチパーク等年間を通じて利用がある海岸エリアにおいて、「ひらつか海岸エリア魅力アップチャレンジ」を策定し、湘南ひらつかビーチパークやひらつかシーテラス等の魅力アップを進めています。 《今後の取組みの方向》 8　津波防災地域づくりに関する法律の推進【市長室】 　津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に基づく津波災害警戒区域の指定について、県と連携しながら取り組みます。 第5節　崖崩れ対策等の推進 《現状》 ○　警戒区域内の高齢者、障がい者等の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）に対して、円滑な避難が行	1　予備施設の確保【市長室】 　災害対策本部は市庁舎本館に設置されますが、災害により市庁舎本館に支障が生じた場合には平塚市美術館に災害対策本部を設置するため、予備施設においても災害対策本部設置を考慮して、通信等に必要な機能整備を進めます。 7　県立高校の耐震化【市長室】 県立高校の体育館等の耐震補強工事について、県に要望していきます。 第4節　津波対策 《現状》 （追加） ○　本市域には約4キロメートルに及ぶ海岸線があり、湘南ひらつかビーチパーク等年間を通じて利用がある海岸エリアにおいて、「ひらつか海岸エリア魅力アップチャレンジ」を策定し、湘南ひらつかビーチパークや龍城ヶ丘プール跡地等の魅力アップを進めています。 《今後の取組みの方向》 8　津波防災地域づくりに関する法律の推進【市長室】 　津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に基づく津波災害警戒区域の指定について、県と連携しながら検討します。 第5節　崖崩れ対策等の推進 《現状》 （追加）	・　取組進捗による修正 ・　記載箇所の修正

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
われるよう、土砂災害に関する情報、予報、警報及び避難情報の伝達方法を定めています。		
《今後の取組みの方向》 （削除）	《今後の取組みの方向》 （3）　警戒区域内の高齢者、障がい者等の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）に対して、円滑な避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報、警報及び避難情報の伝達方法を定めています。	
（3）　土砂災害ハザードマップを活用し、避難経路の検討や救助を含めた訓練等を通じて、警戒区域における円滑な警戒避難体制の確保を図ります。 ［以降、項番修正］	（4）　土砂災害ハザードマップを活用し、避難経路の検討や救助を含めた訓練等を通じて、警戒区域における円滑な警戒避難体制の確保を図ります。	
第6節　ライフラインの安全対策 《今後の取組みの方向》 1　早期復旧に対する取組み【各事業者】 被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能とするため、施設の分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被災状況等の的確な把握のための体制整備に努めます。	第6節　ライフラインの安全対策 《今後の取組みの方向》 1　早期復旧に対する取組み【各事業者】 被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能とするため、施設の分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被災状況等の的確な把握に努めます。	
3　上下水道の優先復旧箇所の事前選定【土木部、各事業者】 発災後の迅速な復旧のため、最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めるよう努めます。	（追加）	・　災害対策基本法改正・防災基本計画改訂による追記
［地 震 災 害］ 第 3 章	［地 震 災 害］ 第 3 章	

平塚市地域防災計画（地震災害対策計画）新旧対照表　　改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
平常時の対策 第1節　災害時情報の収集・提供体制 （P43） 《現状》 ○　市防災行政無線（固定系）、MCA無線、県防災行政通信網、消防用無線、県災害情報管理システム、Lアラート（災害情報共有システム）の他、FM湘南ナパサ及び湘南ケーブルネットワークでの緊急放送システム、市ホームページ、SNS等を活用し、情報の収集及び提供体制ができています。 1　市防災行政無線（固定系） 市防災行政無線（固定系）は、災害対策放送室の基地局（親局）から市内全域に屋外拡声放送ができる装置を持ち、その速報性は緊急放送等の広報媒体として効果的です。また、各子局における個別放送やグループ放送も可能となっています。無線局については、「平塚市防災行政無線局管理運用規程」等に基づき、管理及び運用を行っています。 なお、各子局のほか災害発生時の補完的措置として、防災行政無線の情報を受信する防災ラジオや戸別受信機（以下、「防災ラジオ等」という。）を自治会や公共施設等に配付し、災害情報伝達体制の充実を図っているほか、防災行政無線と連動した一斉情報配信システムを運用することで、迅速な情報提供の体制を整備しています。 7　その他の通信設備等 （2）緊急電話放送システム（緊急割込み放送） 市民に対する災害応急対策情報の迅速な伝達は、防災活動の円滑化及び民心の安定の上からも重要です。このため、防災行政無線（固定系）に加え、㈱湘南平塚コミュニティ放送と締結した「広	平常時の対策 第1節　災害時情報の収集・提供体制 （P43） 《現状》 ○　市防災行政無線（固定系）、MCA無線、県防災行政通信網、消防用無線、県災害情報管理システム、Lアラート（災害情報共有システム）の他、携帯電話やFM湘南ナパサ及び湘南ケーブルネットワークでの緊急放送システム等を活用し、情報の収集及び提供体制ができています。 1　市防災行政無線（固定系） 市防災行政無線（固定系）は、災害対策放送室の基地局から市内全域に屋外拡声放送ができる装置を持ち、その速報性は緊急放送等の広報媒体として効果的です。また、各受信所における個別やグループ放送も可能となっています。無線局については、「平塚市防災行政無線局管理運用規程」等に基づき、管理及び運用を行っています。 なお、受信所のほか災害発生時の補完的措置として、防災行政無線の情報を受信するラジオや戸別受信機（以下、「防災ラジオ等」という。）を自主防災組織、公共施設等に配置し、災害情報伝達体制の充実を図っているほか、防災行政無線と連動した一斉情報配信システムを運用することで、迅速な情報提供の体制を整備しています。 7　その他の通信設備等 （2）緊急電話放送システム（緊急割込み放送） 市民に対する災害応急対策情報の迅速な伝達は、防災活動の円滑化及び民心の安定の上からも重要です。このため、防災行政無線（固定系）に加え、㈱湘南平塚コミュニティ放送と締結した「広	・　現状の取組に合わせた修正

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
報活動の協力に関する協定」に基づき、平成7年3月にFM放送局に設置した設備により、「FM湘南ナパサ」を通じて、必要に応じて緊急割込み放送を行います。	報活動の協力に関する協定書」に基づき、平成7年3月にFM放送局に設置した設備により、「FM湘南ナパサ」を通じて、次により緊急割込み放送を行います。	
（削除）	（放送実施基準） 1　市域に「震度5強」以上の地震が発生した場合 2　相模湾・三浦半島津波予報区に大津波警報、津波警報が発表された場合及び同警報が解除された場合 3　その他、市民に対し緊急に情報を伝達する必要があるもの	
（以降「●●協定書に基づき・・・」は「●●協定に基づき・・・」に表記を統一）		
（5）緊急速報メール 緊急情報等を市域内にある携帯電話・スマートフォン等に一斉配信する緊急速報メールを通じた災害情報の伝達を行います	（5）緊急速報メール、SNS 緊急速報メール、SNSを通じた災害情報の伝達を行います	・　現状の取組に合わせた修正
（7）市ホームページ、SNS 市ホームページ、SNS を通じた災害情報の提供を行います。	（追加）	
《課題》 ○　市民への情報伝達体制を強化するため、防災ラジオ等を自治会や公共施設だけでなく、引き続き、希望する市民等に対し配付するほか、スマートフォン等を活用した情報伝達手段の啓発を行う必要があります。	《課題》 ○　市民への情報伝達体制を強化するため、防災ラジオ等を自治会や公共施設だけでなく、市内全域に普及していく必要がある一方、スマートフォンの普及によりその他の情報伝達手段への移行も進めていく必要があります。	
○　緊急速報メールや市ホームページ、SNS等、様々なツールを使った情報発信の効率化が必要です。	○　緊急速報メールやSNS等、様々なツールを使った情報発信の効率化が必要です。	・　現状の取組に合わせた修正
《今後の取組みの方向》 7　防災ラジオの配布及びその他情報伝達手段の啓発【市長室】	《今後の取組みの方向》 7　防災ラジオの配布継続【市長室】	

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
災害情報をより確実に伝達するため、市内全域を対象として、防災ラジオの有償配布を継続実施するほか、スマートフォン等を活用した情報伝達手段の啓発を行います。	災害情報をより確実に伝達するため、市内全域を対象として、防災ラジオの有償配布を継続実施します。	
第2節　災害対策本部等組織体制	第2節　災害対策本部等組織体制	
《現状》	《現状》	
○　本市において震度5弱以上を観測した場合、職員は自動参集し、災害対策本部を設置するとともに、応急対策活動を実施します。	○　本市において震度5強以上を観測した場合、全職員は自動参集し、災害対策本部を設置するとともに、応急対策活動を実施します。	・　現状の取組に合わせた修正
○　災害対策本部を設置した時には災害対策戦略室を設置し、統括部、関係部班及び関係機関が一堂に会し、災害時の情報収集、分析、対策立案等を行うとともに、応急対策における総合調整を行います。	（追加）	
○　令和7年4月の改訂において災害対策本部組織及び分担業務を見直しました。 ・　統括部、秘書広報部、物資・給水部を設置 ・　他自治体等の応援職員を円滑に受け入れるために職員・受援班を設置 ・　災害関連死を防止するために保健活動班を創設	（追加）	
《課題》		
○　災害対応業務を迅速かつ的確に実施するために、災害対応マニュアルを作成し各部班の職員が精通し、訓練等による随時の見直しが必要です。	（追加）	
《今後の取組みの方向》	《今後の取組みの方向》	
1　災害対策本部設置前における分担業務の実施【関係部局】 災害対応が必要となった場合、災害対策本部設置前であっても、各部	1　災害対策本部設置前における分担業務の実施【関係部局】 災害対策本部設置前に、災害対応が必要となった場合、各部は災害	

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
は災害対策本部の分担業務を実施します。 3　予備施設の整備【市長室】 災害対策本部室が被災した場合を想定して、代替施設である文化公園会館に情報収集伝達に対応する通信回線等対策機能の整備を進めます。 7　災害対策本部対応力強化【市長室、関係部局】 災害対策本部要員に対する防災意識向上の研修や各種訓練等を実施し災害対応力の強化を図ります。 8　災害対応の効率化・高度化【市長室、関係部局】 デジタル技術等を活用し、災害対応の効率化・高度化を図ります。 第3節　救急・救助、消火活動体制 《現状》 ○　大磯町及び二宮町と消防指令センターを共同運用しています。 ○　消防指令センターが災害情報を一元管理することで、災害時の対応の迅速化を図っています。 ○　希望する市民に対し、感震ブレーカーを有償配布しています。 ○　津波警報下での安全・的確な消防活動実施のため、「平塚市警防規程　平塚市消防本部津波対策要綱」を策定し、津波時の浸水想定等を勘案した消防体制の整備に努めています。 《課題》 ○　「平塚市警防規程　平塚市消防本部津波対策要綱」の必要に応じた見直しが必要です。	対策本部の分担業務を実施します。 3　予備施設の整備【市長室】 災害対策本部室が被災した場合を想定して、代替施設である平塚市美術館に情報収集伝達に対応する通信回線等対策機能の整備を進めます。 （追加） （追加） 第3節　救急・救助、消火活動体制 《現状》 ○　大磯町及び二宮町と消防指令センターを共同運用し、災害情報を一元管理することで、災害時の対応の迅速化を図っています。 （追加） （追加） （追加）	・　防災基本計画改訂による追記

平塚市地域防災計画（地震災害対策計画）新旧対照表　　改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
《今後の取組みの方向》 2　消防団の強化【消防本部】 常備消防と一体となって活動する消防団に教育及び訓練を行うとともに、消防施設、機械器具等の整備強化に努めます。特に分団庁舎は地域の消防防災の拠点となるため、避難所機能の一部であるトイレの提供ができるよう、マンホールトイレの整備に取り組みます。 6「平塚市警防規程　平塚市消防本部津波対策要綱」の見直し【消防本部】 必要に応じて「平塚市警防規程　平塚市消防本部津波対策要綱」の見直しを行います。	《今後の取組みの方向》 2　消防団の強化【消防本部】 常備消防と一体となって活動する消防団に教育及び訓練を行うとともに、消防施設、機械器具及び資材等の整備強化に努めます。特に分団庁舎は地域の消防防災の拠点となるため、避難所機能の一部であるトイレの提供ができるよう、マンホールトイレの整備に取り組みます。 （追加）	
第5節　避難対策 （P52） 《現状》 ○　災害により鉄道や路線バスなどの公共交通機関の運行が停止した場合の帰宅困難者が発生したときのために、JR平塚駅周辺に市が協定締結した民間ビルなど2か所のほか県が指定する県有施設1か所、市有施設2か所を帰宅困難者一時滞在施設として必要に応じて開設します。 ○　大津波警報が発表されたとき、緊急かつ一時的に待避する場所として、公共施設や協定締結した民間ビルなど77か所（令和7年8月現在）を津波避難ビルとして指定しています。	第5節　避難対策 （P52） 《現状》 ○　災害により鉄道や路線バスなどの公共交通機関の運行が停止した場合の帰宅困難者が発生したときのために、JR平塚駅周辺に市が協定締結した民間ビルなど4か所のほか県が指定する県有施設2か所を帰宅困難者一時滞在施設として必要に応じて開設します。 ○　大津波警報が発表されたとき、緊急かつ一時的に待避する場所として、公共施設や協定締結した民間ビルなど78か所（令和6年8月現在）を津波避難ビルとして指定しています。	・　現状の取組に合わせた修正
第6節　帰宅困難者対策 《今後の取組みの方向》 1　帰宅困難者への情報提供【市長室】	第6節　帰宅困難者対策 《今後の取組みの方向》 1　帰宅困難者への情報提供【市長室】	

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
平常時から、市ホームページ等を使って、帰宅困難者に飲料水やトイレ等の提供を行う施設である、災害時帰宅支援ステーションの情報を提供します。また、家族等との安否確認については、災害用伝言ダイヤル等の周知に努めます。 3　帰宅困難者用一時滞在施設の拡充【市長室】 JR平塚駅周辺等に滞留した帰宅困難者の一時滞在施設として、平塚駅周辺地区の民間ビルとの協定締結の拡充を進めます。 第7節　要配慮者等への対策 《現状》 ○　災害関連死防止を目的として保健医療福祉部に保健活動班を創設しました。 《課題》 ○　保健医療福祉部の各班及び病院部、平塚市医師会等の関係機関の連携強化の推進が必要です。 ○　発災後に被災地外から派遣される保健医療福祉活動チームの受援体制・連携体制の整備が必要です。 《今後の取組みの方向》 1　避難行動要支援者の個別避難計画の作成促進及び制度の周知・啓発【市長室、福祉部】 個別避難計画作成の対象となる避難行動要支援者の災害リスクや支援の必要性等から優先順位を検討して、自治会や民生委員児童委員等と連携して作成を促進します。特に優先度の高い者については、福祉専門職の参画を得て、作成を進めていきます。	平常時から、市ホームページ等を使って、飲料水やトイレ等施設、災害時帰宅支援ステーションの情報を提供します。また、家族等との安否確認については、災害用伝言ダイヤル等の周知に努めます。 3　帰宅困難者用一時滞在施設の拡充【市長室】 JR平塚駅周辺等に滞留した帰宅困難者の一時滞在施設として、民間ビルとの協定締結の拡充を進めます。 第7節　要配慮者等への対策 《現状》 （追加） 《課題》 （追加） 《今後の取組みの方向》 1　避難行動要支援者の個別避難計画の作成促進【市長室、福祉部】 個別避難計画作成の対象となる避難行動要支援者の災害リスクや支援の必要性等から優先順位を検討して、自治会や民生委員児童委員等と連携して作成を促進します。 また、特に優先度の高い者については、福祉専門職の参画を得て、作	・　防災基本計画改訂による追記 ・　防災基本計画改訂による追記

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
また、作成促進のため、制度の周知・啓発に努めます。 10　受援体制の構築【市長室、福祉部、健康・こども部】 災害時、災害時健康危機管理支援チーム（以下「DHEAT」という。）、神奈川DWAT、保健師チーム等の円滑な受入のため、訓練等により体制整備に努めます。	成を進めていきます。 10　受援体制の構築【市長室、福祉部】 災害時、神奈川DWATの円滑な受入のため、訓練等により体制整備に努めます。	
11　保健医療福祉活動の訓練【市長室、福祉部、健康・こども部、市民病院】 災害時の保健医療福祉活動の連携強化に向けた訓練を実施します。また、訓練では広域災害救急医療情報システム（EMIS）、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）、災害時情報共有システム、神奈川県災害情報管理システム等の各種システムの利用体制や活用方法等について検討を進めます。	（追加）	・　防災基本計画改訂による追記
第8節　飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策 《現状》	第8節　飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策 《現状》	
○　市民へ1週間分を目安として食料、日用品及び最小限の着替え、肌着、照明具、医薬品、マスク等の備蓄を呼びかけています。	○　市民へ3日から1週間分を目安として食料、日用品及び最小限の着替え、肌着、照明具、医薬品、マスク等の備蓄を呼びかけています。	・　必要日数に修正
○　災害発生時に、飲料を無償で提供を受けることができる災害救援型自動販売機を公共施設に設置しています。	○　災害発生時に、飲料を無償で提供を受けることができる災害救援型自動販売機を設置しています。	
○　要配慮者、女性、こどもにも配慮した備蓄品の調達に努めています。	（追加）	・　防災基本計画改訂による追記
《課題》	《課題》	
○　トイレは、複数のタイプを備蓄する必要がありますが、避難所の快適なトイレ環境を早期に確保するためには、日常使用している水洗トイレに近い環境を迅速に確保できるマンホールトイレの整備を促進して	○　トイレは、複数のタイプを備蓄する必要がありますが、避難所の良好なトイレ環境を早期に確保するためには、日常使用している水洗トイレに近い環境を迅速に確保できるマンホールトイレの整備を促進していく	・　防災基本計画に合わせて語句を修正

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
いく必要があります。	必要があります。	
○　被災者に対する栄養バランスのとれた適温の食事提供が求められています。	（追加）	・　災害対策基本法改正・防災基本計画改訂による追記
《今後の取組みの方向》 （削除）	《今後の取組みの方向》 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄等に当たっては、平常時の場合、次の基本的方向に沿って行うものとします。	
1　市民のニーズを考慮した計画的な備蓄及び公表【市長室】 食料、生活必需品等の備蓄に当たっては、市民のニーズを考慮し、栄養バランス、食の多様化、品目の選定や必要数量の把握等を行うとともに、計画的にその整備を進めます。その備蓄状況については、年に1回、広く市民に公表します。	1　市民のニーズを考慮した計画的な備蓄【市長室】 食料、生活必需品等の備蓄に当たっては、市民のニーズを考慮し、栄養バランス、食の多様化、品目の選定や必要数量の把握等を行うとともに、計画的にその整備を進めます。	・　災害対策基本法改正・防災基本計画改訂による追記
7　マンホールトイレの整備促進【市長室、土木部】 避難所の快適なトイレ環境を早期に確保するため、マンホールトイレの整備促進に努めます。	7　マンホールトイレの整備促進【市長室、都市整備部、学校教育部】 避難所の良好なトイレ環境を早期に確保するため、マンホールトイレの整備促進に努めます。	・　防災基本計画に合わせて語句を修正
11　物資 システム（B－PLｏ）の活用【市長室、総務部、産業振興部】 物資 システム（B－PLｏ）に、市の備蓄物資、物資拠点・避難所、協定団体などの状況を登録し、国・県と共有します。また、災害時は当システムを活用し、県に対して支援の要請を行います。 （以降、「物資調達・輸送調整等支援システム」は「物資 システム（B－PLｏ）」に統一）	11　物資調達・輸送調整等支援システムの活用【市長室、総務部、産業振興部、市民部】 物資調達・輸送調整等支援システムに、市の備蓄物資、物資拠点・避難所、協定団体などの状況を登録し、国・県と共有します。また、災害時は当システムを活用し、県に対して支援の要請を行います。	・　防災基本計画改訂による追記 ・　現状の取組に合わせ修正

平塚市地域防災計画（地震災害対策計画）新旧対照表　　改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
12　栄養バランスのとれた適温の食事提供【市長室、総務部、産業振興部、監査委員事務局】 　被災者に栄養バランスのとれた適温の食事提供ができるよう、協定事業者やNPO等災害ボランティア団体との連携及び受援体制の強化に努めます。	（追加）	・　災害対策基本法改正・防災基本計画改訂による追記
第9節　医療・救護・防疫対策 《現状》 ○　「平塚市災害廃棄物等処理計画」を策定しています。 《課題》 ○　「平塚市災害廃棄物等処理計画」の必要に応じた見直しが必要です。 《今後の取組みの方向》 8　災害派遣医療チーム（DMAT）（以下「DMAT」という。）や医療ボランティア受入体制の整備【市民病院】 　医療機関は、平常時から関係機関等と連携を図り、災害時におけるDMATや医療ボランティアの受入体制の整備を図ります。 12　平塚市災害廃棄物等処理計画の見直し【環境部】 　必要に応じた「平塚市災害廃棄物等処理計画」の見直し及び災害廃棄物処理に関する研修・訓練等を実施します。	第9節　医療・救護・防疫対策 《現状》 （追加） 《課題》 （追加） 《今後の取組みの方向》 8　DMAT（災害派遣医療チーム）や医療ボランティア受入体制の整備【市民病院】 　医療機関は、平常時から関係機関等と連携を図り、災害時におけるDMATや医療ボランティアの受入体制の整備を図ります。 （追加）	・　防災基本計画改訂による追記
第11節　緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策 （P65）	第11節　緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策 （P63）	

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
《現状》 ○　本市における緊急時の道路輸送について、県は現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等を有機的に結ぶため、第1次路線として9路線、第2次路線として4路線を緊急輸送道路に指定しています。また、市は災害対策本部、総合防災基地、海上輸送基地及び各避難所を効率的に結ぶため、33路線を市指定緊急輸送道路補完道路に指定しています。 第12節　建築物等対策（危険度判定、応急修理） 《現状》 ○　災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合、県は本市と連携をとり、災害により住宅が半壊（焼）等し、自らの資力では住宅の応急修理ができない被災世帯に対し、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要最小限度の部分に対する応急修理を行います。 第13節　ライフラインの応急復旧対策 《現状》 ○　災害発生時に市民生活に欠かすことのできない、水道、電気、ガス及び通信サービス等のライフラインを早期に復旧するため、関係機関と連携を図っています。 第14節　広域応援体制等 《現状》 ○　自衛隊による円滑な応援活動の実施を図るため、災害対策戦略室訓練等において、連携を図っています。	《現状》 ○　本市における緊急時の道路輸送について、県は現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等を有機的に連絡するため、第1次路線として9路線、第2次路線として4路線を緊急輸送道路に指定しています。また、市は災害対策本部、総合防災基地、海上輸送基地及び各避難所を効率的に連絡するため、33路線を市指定緊急輸送道路補完道路に指定しています。 第12節　建築物等対策（危険度判定、応急修理） 《現状》 ○　災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合、県は本市と連携をとり、災害により住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では住宅の応急修理ができない被災世帯に対し、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要最小限度の部分に対する応急修理を行います。 第13節　ライフラインの応急復旧対策 《現状》 ○　災害発生時に市民生活に欠かすことのできない、水道、電気及びガス等のライフラインを早期に復旧するため、関係機関と連携を図っています。 第14節　広域応援体制等 《現状》 ○　自衛隊による円滑な応援活動の実施を図るため、総合防災訓練等において、連携を図っています。	

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
第15節　自主防災組織等地域防災体制 《現状》 ○　本市には224（令和7年8月現在）の自主防災組織があり、それぞれの地域において防災資機材の備蓄と訓練等を実施しています。 《今後の取組みの方向》 1　地域活動者の育成【市長室、教育委員会、消防本部】 地域における防災の要である自主防災組織の充実、強化を進めるとともに、災害時の活動者を育成し、地域防災力の向上を図ります。 2　自衛消防隊の育成、指導【消防本部】 事業所の自衛消防隊は、事業所内に留まらず、地域での活動も期待されるため、協力を働きかけます。 大地震時において、広域的に発生する火災に対し、消火活動は路上障害物によって阻害される可能性が高いと同時に、市内会社工場等に対しての消火活動は現有消防力では十分効果をあげることは、困難であることが予測される。このため、市内事業所の自衛消防隊の育成及び充実強化を図る必要があり、事業所に対し次の事項について指導等を行います。	第15節　自主防災組織等地域防災体制 《現状》 ○　本市には223（令和7年3月現在）の自主防災組織があり、それぞれの地域において防災資機材の備蓄と訓練等を実施しています。 《今後の取組みの方向》 1　地域活動者の育成【市長室】 地域における防災の要である自主防災組織の充実、強化を進めるとともに、災害時の活動者を育成し、地域防災力の向上を図り 2　自衛消防隊の育成、指導【消防本部】 事業所の自衛消防隊は、事業所内に留まらず、地域での活動も期待されるため、協力を働きかけます。 大地震時において、広域的に発生する火災に対し、消火活動は路上障害物によって阻害されることが大きいと同時に、市内会社工場等に対しての消火活動は現有消防力では十分効果をあげることは、困難であることが予測される。このため、市内事業所の自衛消防隊の育成及び充実強化を図るため、事業所に対し次の事項について指導等を行います。	
第16節　災害ボランティア活動の取組み 《課題》 ○　ボランティアによる防災活動への参加を促進するために措置を講ずる必要があります。 《今後の取組みの方向》 3　登録被災者援護協力団体の把握及びNPO等の災害ボランティア団体と	第16節　災害ボランティア活動の取組み 《課題》 （追加） 《今後の取組みの方向》 3　NPO等の災害ボランティア団体との連携【市長室、市民部、監査委員事	・　災害対策基本法改正・防災基本計画改訂による追記

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
の連携【市長室、市民部、監査委員事務局】 　災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、内閣府が設けている登録制度への登録被災者援護協力団体の情報収集及び専門的知識を有するNPO等の災害ボランティア団体との連携について検討します。 4　ボランティアによる防災活動への国民の参加促進【市長室、市民部、監査委員事務局】 　広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進等により参加しやすい風土を醸成します。 第17節　防災知識の普及 《現状》 ○　市民に対しては1週間分を目安とした飲料水や食料、非常持ち出し品の準備を奨励しています。 ○　毎年、消防・防災フェアにおいて、市民への防災知識の普及を図っています。 ○　対策本部の各部班は、分担する業務等に関しマニュアルを策定していますが、その効果的な運用を図り、地震発生時の対応を実効性あるものとするため、各課に防災推進員を置き、災害対応マニュアル等の習熟を徹底するなどしています。 第18節　防災訓練の実施 《現状》 ○　海岸地域を対象にした津波対策訓練の他、各地域では自主防災組織が主催する訓練を実施しています。	務局】 　専門的知識を有するNPO等の災害ボランティア団体との連携について検討します。 （追加） 第17節　防災知識の普及 《現状》 ○　市民に対しては3日から1週間分を目安とした飲料水や食料、非常持ち出し品の準備を奨励しています。 ○　毎年、総合防災訓練の実施に合わせ、市民への防災知識の普及を図っています。 ○　対策本部の各班は、分担する業務等に関しマニュアルを策定していますが、その効果的な運用を図り、地震発生時の対応を実効性あるものとするため、各課に防災推進員を置き、災害対応マニュアル等の習熟を徹底するなどしています。 第18節　防災訓練の実施 《現状》 ○　総合防災訓練、海岸地域を対象にした津波対策訓練の他、各地域では自主防災組織が主催する訓練を実施しています。	

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
《今後の取組みの方向》 1　災害対策本部における個別訓練【関係部局】 　災害対策本部員の初動体制の確立及び各部の応急対応業務の円滑な遂行を図るため、次により個別に実践的訓練を実施します。 　なお、実施に当たっては、季節、夜間、休日等勤務時間内外の発生時間帯を考慮するとともに、関係機関・協定事業者等の参加・協力を求めます。 4　臨時救護所等における訓練【市長室、健康・こども部】 （2）　訓練の種類 　イ　臨時救護所等設置訓練 　　臨時救護所等が設置された際のトリアージ等の訓練を行います。	《今後の取組みの方向》 1　災害対策本部における個別訓練【関係部局】 　災害対策本部員の初動体制の確立及び各部の応急対応業務の円滑な遂行を図るため、次により個別に実践的訓練を実施します。 　なお、実施に当たっては、季節、夜間、休日等勤務時間内外の発生時間帯を考慮するとともに、必要に応じ関係機関等の協力を求めます。 4　臨時救護所等における訓練【市長室、健康・こども部】 （2）　訓練の種類 　イ　臨時救護所等設置訓練 　　市長の指示により臨時救護所等が設置されるため、テント等の設営及び防災行政無線の開局等の訓練を行います。	
第19節　業務継続計画の策定 《現状》 ○　大規模地震等の災害発生時に、市民の生命や財産を守り、市民生活への影響を最小限に抑えるため、職員の被災、交通機関の麻痺及び庁舎・ライフラインの被害による機能不全など、人的資源・物的資源に制約がある中で、業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、「外部資源」を有効に活用することで、行政機能を維持することを目的とした「平塚市業務継続計画（BCP）地震対策編」を策定しています。 《今後の取組み方向》 1　業務継続計画の見直し【市長室】	第19節　業務継続計画の策定 《現状》 ○　災害時に市の各部課の機能が最短の期間で復旧し、平常業務を継続し、市民の日常生活や様々な社会経済活動に対して支障をきたさないよう、「平塚市業務継続計画（BCP）地震対策編」を策定しています。 《今後の取組み方向》 1　業務継続計画の見直し【市長室】	

平塚市地域防災計画（地震災害対策計画）新旧対照表　　改訂箇所

<table>
<tr><th>新（改訂後）</th><th>旧（改訂前）</th><th>備考欄</th></tr>
<tr>
<td>
国の「市町村のための業務継続計画作成ガイド」に基づき、非常時優先業務の整理等業務継続計画に必要な6要素を取り入れた本計画は、最新の被害想定、インフラの状況等を踏まえ、実効性の高い計画とするために随時見直しが必要です。

[地 震 災 害]
第 4 章
災害時の応急対策
第1節　災害対策本部の設置と運営
（P83）
1 災害対策本部の設置
（1） 設置基準
ア 自動設置
（ア） 気象庁発表による[震度5弱]以上の地震が発生したとき。
（イ） 気象庁が、相模湾・三浦半島津波予報区に大津波警報又は津波警報を発表したとき。
（ウ） 気象庁が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表したとき。
イ 状況等を判断して設置
（ア） 気象庁発表による[震度4]以下の地震により、本市域に被害が発生し、又は発生するおそれがあると判断したとき。
（イ） 本市域に、津波による被害が発生し、又は発生するおそれがあると判断したとき。
（3） 設置及び廃止の通知
<table><tr><th colspan="2">機　関　名</th></tr><tr><td>神奈川中央交通㈱平塚営業所</td><td></td></tr></table>
</td>
<td>
国の「市町村のための業務継続計画作成ガイド」に基づき、非常時優先業務の整理等業務継続計画に必要な6要素を取り入れるとともに、関係団体等と連携を図りながらより実効性の高い計画へ見直します。

[地 震 災 害]
第 4 章
災害時の応急対策
第1節　災害対策本部の設置と運営
（P81）
1 災害対策本部の設置
（1） 設置基準
ア 自動設置
（ア） 気象庁発表による[震度5弱]以上の地震が発生したとき。
（イ） 気象庁が、相模湾・三浦半島津波予報区に大津波警報又は津波警報を発表したとき。
（ウ） 気象庁が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表したとき。
イ 状況等を判断して設置
（ア） 気象庁発表による[震度4]以上の地震により、本市域に被害が発生し、又は発生するおそれがあると判断したとき。
（イ） 本市域に、津波による被害が発生し、又は発生するおそれがあると判断したとき。
（3） 設置及び廃止の通知
<table><tr><th colspan="2">機　関　名</th></tr><tr><td>神奈川中央交通西㈱平塚営業所</td><td></td></tr></table>
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>新（改訂後）</th><th>旧（改訂前）</th><th>備考欄</th></tr>
<tr>
<td>
（以降「神奈川中央交通西㈱平塚営業所」は「神奈川中央交通㈱平塚営業所」に統一）
2　災害対策本部の組織等
（略）
　なお、災害対策本部も含め、市内が壊滅的な被害を受けた場合は、優先部班として統括部、物資・給水部、保健医療福祉部、土木復旧部、避難部、警防部、病院部（下図★印）に人的資源を集中します。

3　災害対策本部の設置場所
（1）　文化公園会館　（第1順位）
（2）　平塚市美術館　（第2順位）
（3）　市庁舎周辺の公共施設　（第3順位）

4　職員の動員・配備
(1)動員(配備)対象職員の範囲
（略）
　イ　地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22条の4第1項又は第 22条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員
（2）　地震・津波災害時の配備区分及び配備内容等
<table>
<tr><th>配備区分</th><th>配備基準</th><th>配備内容</th></tr>
<tr><td>事前配備</td><td>• 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表されたとき</td><td>発生した地震の評価及び各種対策検討をするために各部班で予め定めた職員（自動配備）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
2　災害対策本部の組織等
（略）
　なお、災害対策本部も含め、市内が壊滅的な被害を受けた場合は、優先部班として統括部、物資・給水部、保健医療福祉部、土木復旧部、避難部、警防部、病院部に人的資源を集中します。

3　災害対策本部の設置場所
（1）　平塚市美術館　（第1順位）
（2）　市庁舎周辺の公共施設　（第2順位）

4　職員の動員・配備
(1)動員(配備)対象職員の範囲
（略）
　イ　地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28条の5第1項又は第 28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員
（2）　地震・津波災害時の配備区分及び配備内容等
<table>
<tr><th>配備区分</th><th>配備基準</th><th>配備内容</th></tr>
<tr><td>事前配備</td><td>• 南海トラフ臨時情報（・巨大地震警戒）が発表されたとき

※南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは地震</td><td>発生した地震の評価及び各種対策検討をするために各部班で予め定めた職員（自動配備）</td></tr>
</table>
</td>
<td>・　R8.4月に教育会館の改修工事を終えて、「文化公園会館」として会館するため</td>
</tr>
</table>

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
	災害警戒本部を設置	
（4） 動員の発令による配備の場合の伝達方法 平塚市職員参集システムにより伝達します。ただし、当該システムによる伝達が困難な場合は、次により伝達します。 （以降「防災情報連携システム」は「職員参集システム」に統一） （5） 配備状況の報告 職員は、平塚市職員参集システムにより報告します。ただし、当該システムによる報告が困難な場合、各部長は、災害対策本部が設置されたときには直ちに、職員の配備状況について「配備人員報告書」により統括部職員・受援班へ配備職員数等を報告します。 （6） 応援要員の要請 各部長は、応急対策を実施する上で、要員の不足をきたすと判断される場合は、まず、各部内で要員の流動的な活用を図るものとしますが、さらに要員が不足すると判断される場合は、統括部職員・受援班に連絡し、要請します。 （8） 職員の健康管理 各部長は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底します。 7 災害対策本部の応急対策の概要 （2） 各対応期における応急対策事項	（4） 動員の発令による配備の場合の伝達方法 平塚市防災情報連携システムにより伝達します。ただし、当該システムによる伝達が困難な場合は、次により伝達します。 （5） 配備状況の報告 平塚市防災情報連携システムにより報告します。ただし、当該システムによる報告が困難な場合、各部長は、災害対策本部が設置されたときには直ちに、職員の配備状況について「配備人員報告書」により統括部職員・受援班へ配備職員数等を報告します。 （6） 応援要員の要請 各部長は、応急対策を実施する上で、要員の不足をきたすと判断される場合は、まず、要綱第2条別表第1のブロック内で要員の流動的な活用を図るものとしますが、さらに要員が不足すると判断される場合は、統括部職員・受援班に連絡し、要請します。 （追加） 7 災害対策本部の応急対策の概要 （2） 各対応期における応急対策事項	

<table>
<tr><th>新（改訂後）</th><th>旧（改訂前）</th><th>備考欄</th></tr>
<tr>
<td>
イ　第2対応期（24時間～3日以内）
<table>
<tr><th>項　目</th><th>主な応急対策事項等</th></tr>
<tr><td>（12）ライフライン</td><td>①　各ライフラインの応急復旧
②　各ライフラインの復旧見込みの把握</td></tr>
</table>
エ　第4対応期（1週間後～）
<table>
<tr><th>主な応急対策事項等</th></tr>
<tr><td>①　災害広報紙及びFM放送、ケーブルテレビ等による生活関連情報の提供
②　ライフラインの応急復旧
③　被害調査の実施、罹災証明書の発行
④　仮設住宅の入居申込み受付
⑤　倒壊家屋の解体、撤去の対応
⑥　災害廃棄物の処理
⑦　義援金の配分、見舞金等の支給
⑧　被災者の健康管理、生活援護
⑨　融資その他、市民生活安定のための各種相談窓口の設置
⑩　学校教育の再開
⑪　災害復旧・復興計画策定</td></tr>
</table>
第3節　災害時の情報収集
（P99）
2　災害状況等情報の収集及び報告
（2）市災害対策本部における情報の収集
（略）
ア　緊急対応期（災害発生直後、2時間以内）の情報収集活動等
（エ）津波に関する情報収集
</td>
<td>
イ　第2対応期（24時間～3日以内）
<table>
<tr><th>項　目</th><th>主な応急対策事項等</th></tr>
<tr><td>（12）ライフライン</td><td>①　各ライフラインの応急復旧</td></tr>
</table>
エ　第4対応期（1週間後～）
<table>
<tr><th>主な応急対策事項等</th></tr>
<tr><td>①　災害広報紙及びFM放送、ケーブルテレビ等による生活関連情報の提供
②　ライフラインの応急復旧
③　被害調査の実施、罹災証明の発行
④　仮設住宅の入居申込み受付
⑤　倒壊家屋の解体、撤去の対応
⑥　災害廃棄物の処理
⑦　義援金の配分、見舞金等の支給
⑧　被災者の健康管理、生活援護
⑨　融資その他、市民生活安定のための各種相談窓口の設置
⑩　学校教育の再開
⑪　災害復旧・復興計画策定</td></tr>
</table>
第3節　災害時の情報収集
（P97）
2　災害状況等情報の収集及び報告
（2）市災害対策本部における情報の収集
（略）
ア　緊急対応期（災害発生直後、2時間以内）の情報収集活動等
（エ）津波に関する情報収集
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
津波に関する情報は「第 11 節　津波対策」の「1　津波警報・津波注意報の種類と津波予報区」、「2　津波情報」及び「3　大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報発表の受理伝達」のとおりです。 （以降、「注意報」は「津波注意報」に統一） エ　情報収集事項及び収集の分担 （イ）関係各部が情報収集する主な事項並びにその収集の分担は次のとおりとします。	津波に関する情報は「第 11 節　津波対策」の「1　津波警報・注意報の種類と津波予報区」、「2　津波情報」及び「3　大津波警報、津波警報、注意報、津波情報発表の受理伝達」のとおりです。 エ　情報収集事項及び収集の分担 （イ）関係各部が情報収集する主な事項並びにその収集の分担は次のとおりとします。	

平塚市地域防災計画（地震災害対策計画）新旧対照表　　改訂箇所

新（改訂後）

	主な情報収集事項	情報収集の分担		関係機関（参考）
		避難部（避難所配備職員）	関係各部	
被害情報	a　火災の発生及び延焼の状況 ・火災、延焼の状況 ・消火活動の状況	○	◎（警防部）	
	b　人的被害の状況 ・死者 ・負傷者（重傷者、軽傷者） ・行方不明者（要救出者）	○	◎（保健医療福祉部、警防部）	○（警察署）
	c　住家等建物の被害状況 ・全壊（全焼） ・半壊（半焼） ・一部損壊	○	◎（総務部、警防部）	

旧（改訂前）

	主な情報収集事項	情報収集の分担			関係機関（参考）
		避難部（避難所配備職員）	総務部罹災証明班	関係各部	
被害情報	a　火災の発生及び延焼の状況 ・火災、延焼の状況 ・消火活動の状況	○（概要）		◎（警防部）	
	b　人的被害の状況 ・死者 ・負傷者（重傷者、軽傷者） ・行方不明者（要救出者）	○（概要）		◎（保健医療福祉部、警防部）	○（警察署）
	c　住家等建物の被害状況 ・全壊（全焼） ・半壊（半焼） ・一部損壊	○（概要）	◎	○（警防部）	

備考欄

新（改訂後）					旧（改訂前）					備考欄
d　主要幹線道路、橋りょう等 の被害状況 ・国県道、市道 ・不通箇所、区間		○	◎ （土木復旧部）	○ （県土木事務所）	d　主要幹線道路、橋りょう等 の被害状況 ・国県道、市道 ・不通箇所、区間	○ （概要）		◎ （土木復旧部）	○ （県土木事務所）	
e　ライフラインの被害状況	・　電気 ・　ガス ・　通信	○	◎ （統括部）	○ （各関係機関）	e　ライフラインの被害状況 ・電気 ・ガス ・上下水道 ・電話 ・交通機関 ・輸送機関	○ （概要）		○ （土木復旧部）	○ （各関係機関）	
	・　上水道		◎ （物資・給水部）							
	・　下水道		◎ （土木復旧部）							
	・　交通機関		◎ （避難部）							
f　公共施設の被害状況 ・利用者等の人的被害 ・避難所等利用の可否 ・建物以外の公共施設の被害			◎ （各関係部）		f　公共施設の被害状況 ・利用者等の人的被害 ・避難所等利用の可否 ・建物以外の公共施設の被害			◎ （各関係部）		
g　医療・福祉施設の被害状況 ・施設の被害有無 ・利用者等の人的被害			◎ （保健医療福祉部）		g　医療・福祉施設の被害状況 ・施設の被害有無 ・利用者等の人的			◎ （保健医療福祉部）		

平塚市地域防災計画（地震災害対策計画）新旧対照表　　改訂箇所

新（改訂後）					旧（改訂前）					備考欄
	・施設の稼働状況 ・電気、水道等のライフラインの需給状況					被害 ・施設の稼働状況 ・電気、水道等のライフラインの需給状況					
応急対策活動等の状況	a　道路交通、規制の状況 ・緊急輸送路等の状況	○	◎ （土木復旧部）	○ （警察署）	応急対策活動等の状況	a　道路交通、規制の状況 ・緊急輸送路等の状況	○ （概要）		◎ （土木復旧部）	○ （警察署）	
	b　避難の状況 ・避難所、避難所以外（公園・空き地等）の状況	◎	◎ （建築判定・住宅部）			b　避難の状況 ・避難所、避難所以外（公園・空き地等）の状況	◎		◎ （建築判定・住宅部）		
	c　飲料水、食料、物資等の状況 ・備蓄食料等の過不足 ・配送車両の調達状況	○	◎ （物資・給水部、総務部）			c　飲料水、食料、物資等の状況 ・備蓄食料等の過不足 ・配送車両の調達状況	○ （概要）		◎ （物資・給水部、総務部）		
	d　医療、救護活動の状況	○	◎ （保健医療福祉部、病院部）			d　医療、救護活動の状況	○ （概要）		◎ （保健医療福祉部、病院部）		
	e　関係職員の参集状況	○	◎ （各部）			e　関係職員の参集状況	○ （概要）		◎ （各部）		

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄

新（改訂後）

f　民間団体、ボランティア等の　　協力の状況	○	◎（各関係部）	○（社会福祉協議会）
g　その他所管する応急対策業務を行う上で必要な事項	○	◎（各部）	○（各関係機関）

※◎は主体となって情報を集約する。

※避難部（避難所配備職員）は参集途上に被害状況や災害情報を収集する。

オ　情報収集の方法

（オ）各協定団体からの被害等の情報提供

（削除）

（削除）

（カ）自主防災組織及び市民等からの通報、連絡

［以降、項番修正］

【関係資料】

2－7　防災用デジタルMCA無線連絡体系図

8－2　応急活動等に関する協定の内容一覧表

第4節　災害広報

1　災害広報

旧（改訂前）

f　民間団体、ボランティア等の協力の状況	○（概要）		◎（各関係部）	○（社会福祉協議会）
g　その他所管する応急対策業務を行う上で必要な事項	○（概要）	○	◎（各部）	○（各関係機関）

※◎は主体となって情報を集約する。

（追加）

オ　情報収集の方法

（オ）平塚建設業協会・平塚管工事業協同組合・平塚市電設協会・平塚市造園協会の四団体からの被害等の情報提供

（カ）タクシー無線による通報（タクシー無線による災害情報通信等の協力に関する協定）

（キ）平塚地域アマチュア無線クラブによる通報（災害時における非常通信活動の協力に関する協定）

（ク）自主防災組織及び市民等からの通報、連絡

【関係資料】

2－7　防災用デジタルMCA無線配置先

（追加）

第4節　災害広報

1　災害広報

<table>
<tr><th>新（改訂後）</th><th>旧（改訂前）</th><th>備考欄</th></tr>
<tr>
<td>
（1） 広報活動の実施機関及び内容
エ 広報の内容
（ア） 第1対応期（発生～24 時間以内）の広報
<table>
<tr><th>広報内容</th><th>項目</th></tr>
<tr><td>c 避難に関する事項</td><td>① 避難情報、災対法第63条第1項に基づく警戒区域設定関連情報
② 避難所等の情報
③ 避難時の注意（携行品、車の使用制限、連絡先の表示等）
④ 帰宅困難者抑制のための注意喚起</td></tr>
</table>
第5節 応援要請及び受援
1 応援要請
（5） 応援を要する応急対策業務
○ 家屋被害認定調査、罹災証明書発行

4 自衛隊に対する災害派遣要請
（4） 本市域を担当する部隊の受入れ体制
エ 座標値等の活用
市長は、自衛隊との調整に当たって、座標の記された同一の地図を用いることが効率的であることから、座標値を活用する等により、県及び自衛隊との連絡、調整を図るよう努めます。
</td>
<td>
（1） 広報活動の実施機関及び内容
エ 広報の内容
（ア） 第1対応期（発生～24 時間以内）の広報
<table>
<tr><th>広報内容</th><th>項目</th></tr>
<tr><td>c 避難に関する事項</td><td>① 避難情報、災対法第63条第1項に基づく警戒区域設定関連情報
② 避難所等の情報
③ 避難時の注意（携行品、車の使用制限、連絡先の表示等）
（追加）</td></tr>
</table>
第5節 応援要請及び受援
1 応援要請
（5） 応援を要する応急対策業務
• 家屋被害認定調査、罹災証明書

4 自衛隊に対する災害派遣要請
（4） 本市域を担当する部隊の受入れ体制
エ 防災対策図等の活用
市長は、自衛隊との調整に当たって、座標の記された同一の地図を用いることが効率的であることから、県が作成した「座標対策図」を活用する等により、県及び自衛隊との連絡、調整を図るよう努めます。
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

平塚市地域防災計画（地震災害対策計画）新旧対照表　　改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
第6節　救急･救助、消火及び医療救護活動 1 救急･救助、消火 （2） 初動体制の確保 ア 警防部の初動措置 （エ） 通信及び情報収集体制の確保 b 有線電話、無線通信ともに混乱することが予想されるため、適切な通信統制を実施し、通信の円滑化を図ります。 （カ） 非常警備体制の確立 消防本部の定める警防規程に基づき、職員は参集するほか、被害の状況により、電話その他の方法で職員を非常招集し、非常警備体制の確保を図ります。 イ 消防団の措置 （イ） 非常参集 消防本部の定める警防規程に基づき、被害の状況により、電話その他の方法で団員を非常招集し、災害対応を実施します。 （4） 火災防御活動 ア 火災防御方針 （イ） 火災が発生し市民に避難の必要があるときは、避難場所及び避難路の安全確保に全力を傾注し、防御活動を行います。 （11） 広域的応援要請 ア 応援要請先等 （ア） 消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣 警防部警防本部班が県に対し応援要請を実施します。	第6節　救急･救助、消火及び医療救護活動 1 救急･救助、消火 （2） 初動体制の確保 ア 警防部の初動措置 （エ） 通信及び情報収集体制の確保 b 有線、無線ともに混乱することが予想されるため、適切な通信統制を実施し、通信の円滑化を図ります。 （カ） 非常警備体制の確立 消防本部の定める警防規程に基づき、職員は所定の場所に自動参集するほか、被害の状況により、有線及び無線電話その他の方法により職員の非常招集を指令し、非常警備体制の確保を図ります。 イ 消防団の措置 （イ） 自動参集 消防本部の定める警防規程に基づき、各分団員は自動参集し、消防団長の指示により行動します。 （4） 火災防御活動 ア 火災防御方針 （イ） 火災が発生し住民に避難の必要があるときは、避難場所及び避難路の安全確保に全力を傾注し、防御活動を行います。また、このほか「神奈川県空中消火薬剤等運用要綱」（昭和 52 年2月 10 日防第 621 号）を活用し避難路の確保を行います。 （11） 広域的応援要請 ア 応援要請先等 （ア） 県知事する応援要請 県知事に対し、次に掲げる部隊等の派遣措置を要請します。	・ 現状の取組に合わせ修正

<table>
<tr><th>新（改訂後）</th><th>旧（改訂前）</th><th>備考欄</th></tr>
<tr><td>（イ）自衛隊に対する救助、救急、消火活動の応援
統括部統括班が県に対し応援要請を実施します。

2 保健医療福祉活動
（1）災害保健医療福祉活動の基本方針
（以降「保健医療活動」は「保健医療福祉活動」に統一）
（2）役割
ア 県保健医療福祉調整本部
（以降「県保健医療調整本部」は「県保健医療福祉調整本部」に統一）

本部支援チーム
<table><tr><th>区分</th><th>チーム名</th></tr><tr><td>DHEAT</td><td>① DHEAT</td></tr></table>
イ 県平塚保健福祉事務所
（ア）地域災害医療対策会議
（略）
主な役割
（略）
• 保健医療福祉活動チームの受入れ・派遣調整</td>
<td>a 消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣
b 自衛隊に対する救助、救急、消火活動の応援
c 在日米軍に対する救助、救急、消火活動の応援
（イ） 相互応援協定市に対する応援要請
統括部統括班が県に対し応援要請を実施します。
統括部職員・受援班は相互応援協定締結市に対し、協定に基づく応援を要請します。

2 保健医療活動
（1）災害保健医療活動の基本方針

（2）役割
ア 県保健医療調整本部

本部支援チーム
<table><tr><th>区分</th><th>チーム名</th></tr><tr><td>DHEAT</td><td>② DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）</td></tr></table>
イ 県平塚保健福祉事務所
（ア）地域災害医療対策会議
（略）
主な役割
（略）
• 保健医療活動チーム（医療救護班及び薬剤師チーム）の受入れ・派遣調整</td>
<td>・ 神奈川県災害時保健医療救護計画改訂による修正</td></tr>
</table>

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
（イ）公衆衛生等に係る業務 （略） 主な役割 （略） • 保健医療福祉活動チームの受入れ・派遣調整 ウ 保健医療福祉部 （略） 主な役割 （略） • 保健医療福祉活動チームの受入れ機能 （4）活動 ウ 災害時地域医療機関 （イ） 救護隊 a 救護隊の編成 市の設置する災害時地域医療機関における救護隊の編成は、概ね次のとおりとし、医師が班長となります。医師及び救護隊の正副班長については、平塚市医師会が定めます。 （5） 航空機による患者搬送（関連：第5節 応援要請及び受援） （以降「広域要請」は「応援要請」に統一） 第7節 二次災害の防止活動 1 建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定対策 （1） 判定の担当	（イ）公衆衛生等に係る業務 （略） 主な役割 （略） • 保健医療活動チーム（保健師活動チーム、歯科医療救護班、栄養士チーム、こころのケアチーム等）の受入れ・派遣調整 ウ 保健医療福祉部 （略） 主な役割 （略） （追加） （4）活動 ウ 災害時地域医療機関 （イ） 救護隊 a 救護隊の編成 市の設置する災害時地域医療機関における救護隊の編成は、概ね次のとおりとし、医師が班長となります。医師及び救護隊の正副班長については、平塚市医師会があらかじめ定めます。（「平塚市医師会救護隊編成表を参照） （5） 航空機による患者搬送（関連：第5節 広域要請及び受援） 第7節 二次災害の防止活動 1 建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定対策 （1） 判定の担当部	

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
災害対策本部における担当は建築判定・住宅部建築判定班とします。 （3） 判定士の派遣要請及び受入れ 建築判定・住宅部建築判定班は、大規模な地震が発生した場合、市内の建築物及び宅地の被災状況を把握し、速やかに建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施するかどうかの判断を行い、実施の必要があるときは、次により判定士の派遣を要請し、その受入れを行います。 ア 建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の要請 建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の要請は、まず市内のそれぞれの判定士に対して行い、市だけで対応できない場合は、県災害対策本部（建築安全課）に行います。要請を実施した場合は、速やかにその旨を統括部統括班及び職員・受援班へ報告します。 第8節　ライフラインの応急復旧活動 1 情報連絡及び連携体制の確保 （3） 報道発表等の際の措置 各関係機関は、報道関係機関に対し各応急活動等に係る発表を行う場合、又は市民への広報活動を行う場合は、情報の一元化のため市災害対策本部秘書広報部広報班にその内容を通知します。ただし、事前に通知できないやむを得ない事情がある場合は、事後速やかに通知します。 （4） 市災害対策本部の広報媒体の活用	災害対策本部における担当部は建築判定・住宅部とします。 （3） 判定士の派遣要請及び受入れ 大規模な地震が発生した場合、市内の建築物及び宅地の被災状況を把握し、速やかに建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施するかどうかの判断を行い、実施の必要があるときは、次により判定士の派遣を要請し、その受入れを行います。 ア 建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の要請 建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の要請は、まず市内のそれぞれの判定士に対して行い、市だけで対応できない場合は、建築判定・住宅部が県災害対策本部（建築安全課）に行います。要請を実施した場合は、速やかにその旨を統括部統括班及び職員・受援班へ報告します。 第8節　ライフラインの応急復旧活動 1 情報連絡及び連携体制の確保 （3） 報道発表等の際の措置 各関係機関は、報道関係機関に対し各応急活動等に係る発表を行う場合、又は市民への広報活動を行う場合は、情報の一元化のため市災害対策本部統括部統括班にその内容を通知します。ただし、事前に通知できないやむを得ない事情がある場合は、事後速やかに通知します。 なお、統括部統括班は、各関係機関からの通知を受けた場合秘書広報部広報班にその内容を伝達します。 （4） 市災害対策本部の広報媒体の活用	

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
各関係機関が応急対策の状況その他について広報する場合は、必要に応じて市災害対策本部秘書広報部広報班に要請し、本章「第4節　災害広報　1災害広報」に定める広報媒体の活用を図ります。	各関係機関が応急対策の状況その他について広報する場合は、必要に応じて市災害対策本部統括部統括班に要請し、本章「第4節　災害広報　1災害広報」に定める広報媒体の活用を図ります。 なお、統括部統括班は、各関係機関から市の広報媒体の活用に係る要請を受けた場合、速やかに秘書広報部広報班に連絡を行い、その実施を図ります。	
第9節　緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 2　輸送対策 （4）　輸送力の確保 ウ　ヘリコプターの確保 ヘリコプターについては、統括部統括班が、本章「第5節　応援要請及び受援　4自衛隊に対する災害派遣要請」に基づき、県知事に対して自衛隊等のヘリコプター派遣を要請します。	第9節　緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 2　輸送対策 （4）　輸送力の確保 ウ　ヘリコプターの確保 ヘリコプターについては、統括部統括班が、本章「第5節　広域要請及び受援　2自衛隊に対する災害派遣要請」に基づき、県知事に対して自衛隊等のヘリコプター派遣を要請します。	
3　交通の確保のための障害物の除去対策 （1）　障害物の情報収集及び危険回避措置 ア　情報の収集及び提供 道路管理者及び市長等の各実施機関は、障害物の除去対策を行うに当たり、それぞれ情報の収集を行うとともに、必要な場合は各防災関係機関に情報を提供します。 （2）　障害物の除去の実施機関 各管理者が除去します。ただし、市民の生命、財産などの保護のため、やむを得ないと認められる場合は市が実施します。	3　障害物の除去対策 （1）　障害物の情報収集及び危険回避措置 ア　情報の収集及び提供 道路管理者、河川管理者及び市長等の各実施機関は、障害物の除去対策を行うに当たり、それぞれ情報の収集を行うとともに、必要な場合は各防災関係機関に情報を提供します。 （2）　障害物の除去 ア　障害物の除去の実施機関 （ア）　住家以外（道路、河川、農地、学校等） 各管理者が除去します。ただし、市民の生命、財産などの保護のため、やむを得ないと認められる場合は市が実施します。	・　掲載箇所の整理

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
	（イ）　災害救助法の対象となる住家 　県知事が行うが、県知事から救助の実施に関する事務の一部が市長へ委任された場合には市が行います。 イ　障害物の除去の対象 （ア）　住家以外（道路、河川、農地、学校等） 　ａ　市民の生命、財産などの保護のため除去を必要とする障害物 　ｂ　避難、救援等緊急に応急措置を実施するため除去を必要とする障害物 　ｃ　河川の氾濫、護岸決壊等を防止するため除去を必要とする障害物 　ｄ　その他、公共的立場から除去を必要とするもの （イ）　災害救助法の対象となる住家 　半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では除去することができない障害物	
（3）　除去の方法 　ア　実施方法 　各管理者が自らの組織、労力、機械器具を用いて実施しますが、労力、機械等が不足する場合は、障害物の状況に応じて、本章「第5節　応援要請及び受援」等により県知事、他自治体、協定団体等に対して応援を要請します。	（3）　除去の方法 　ア　実施方法 （ア）　住家以外（道路、河川、農地、学校等） 　各管理者が自らの組織、労力、機械器具を用いて実施しますが、労力、機械等が不足する場合は、協定団体等の協力を得て行います。 （イ）　災害救助法の対象となる住家 　比較的小規模のものについては、土木復旧部が自らの組織、労力、機械器具を用いて実施しますが、労力、機械等が不足する場合は、協定団体等の協力を得て行います。除去内容は、原状回復でなく応急的な除去に限るものとします。	

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
	（ウ）障害物の状況に応じて、本章「第5節　広域要請及び受援」等により県知事、他自治体、協定団体等に対して応援を要請します。 （エ）障害物の状況に応じて、本章「第5節　広域要請及び受援」等により県知事、他自治体、協定団体等に対して応援を要請します。	
（4）国による支援制度活用（堆積土砂排除事業等） 土木復旧部土木復旧班は、災害の状況により、障害物（廃棄物・土砂の排出）の除去に関して次の国による支援制度の活用について検討します。検討にあたっては、国、県、環境衛生部と協議します。 ア　災害等廃棄物処理事業（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく国庫補助） イ　堆積土砂排除事業（都市災害復旧事業国庫補助（対象は土砂のみ））	（4）除去の費用 （ア）住家以外（道路、河川、農地、学校等） 各管理者が負担します。 （イ）災害救助法の対象となる住家 災害救助法の定めるところによります。ただし、災害応急対策上必要があると認める場合については、県知事を通して内閣総理大臣との協議の上、災害救助法の定める期間の範囲を超えて障害物除去に係る費用を支出し、除去を行うことができます。 また、災害救助法の適用がない場合は、災害救助法適用の場合に準じて市長が除去の必要を認めたものを対象に、障害物の除去を行います。 （ウ）堆積土砂排除事業等 国土交通省所管の堆積土砂排除事業及び環境省所管の災害等廃棄物処理事業の補助事業に該当する場合には活用を検討します。	
第10節　緊急避難、一時避難 2　指定緊急避難場所・津波避難ビル （1）地震	第10節　緊急避難、一時避難 2　指定緊急避難場所・津波避難ビル （1）地震	

<table>
<tr><th>新（改訂後）</th><th>旧（改訂前）</th><th>備考欄</th></tr>
<tr><td>イ　指定緊急避難場所の対応
（ア）　震度5弱以上の地震が発生した場合には、避難所配備職員を各指定緊急避難場所へ配備し、施設の安全確認が取れ次第、開設します。

（2）　大規模な火事
ア　指定緊急避難場所（広域避難場所）及び指定避難道路の指定
火災が発生し延焼拡大のおそれがあり、輻射熱や煙からの身体の安全を確保するための避難場所として、建ぺい率、周辺の空地等の状況を考慮して、あらかじめ対象地区を定め指定緊急避難場所（広域避難場所）を指定しています。また、避難中の災害を防止するため、当該避難場所へ通ずる主要道路を指定避難道路として指定しています。
イ　指定緊急避難場所（広域避難場所）の対応
（ア）　避難部避難班は、指定緊急避難場所（広域避難場所）への避難の開始を確認した場合は、避難場所の安全かつ適切な管理を図るため、状況に応じ警察官の派遣を統括部統括班へ要請するとともに、避難誘導を実施します。

4　帰宅困難者の対策
避難部帰宅困難者対応班は、発災時に多数の帰宅困難者の発生に伴い、混乱を招く、又はそのおそれがある場合は、関係機関と協力して、帰宅困難者への対応を行います。
定義
<table><tr><th>用語</th><th>定義</th></tr><tr><td>帰宅困難者</td><td>災害時外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない</td></tr></table></td>
<td>イ　指定緊急避難場所の対応
（ア）　震度5強以上の地震が発生した場合には、避難所配備職員を各指定緊急避難場所へ配備し、施設の安全確認が取れ次第、開設します。震度5弱未満の地震に対しては必要に応じて開設します。
（2）　大規模な火事
ア　指定緊急避難場所（広域避難場所）及び指定避難道路の指定
火災が発生し延焼拡大のおそれがあり、輻射熱や煙からの身体の安全を確保するための避難場所として、建ぺい率、周辺の空地等の状況を考慮して、あらかじめ対象地区を定め指定緊急避難場所（広域避難場所）を設定しています。また、避難中の災害を防止するため、当該避難場所へ通ずる主要道路を指定避難道路として指定しています。
イ　指定緊急避難場所（広域避難場所）の対応
（ア）　市避難班は、指定緊急避難場所（広域避難場所）への避難の開始を確認した場合は、避難場所の安全かつ適切な管理を図るため、状況に応じ警察官の派遣を要請するとともに、避難誘導を実施します。

4　帰宅困難者の対策
発災時に多数の帰宅困難者の発生に伴い、混乱を招く、又はそのおそれがある場合は、関係機関と協力して、帰宅困難者への対応を行います。

（追加）</td>
<td></td></tr>
</table>

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）をいいます。 （2）　帰宅困難者用一時滞在施設の開設 発災時に多数の帰宅困難者の発生に伴い、混乱を招く、又はそのおそれがある場合は、必要に応じて、帰宅困難者用一時滞在施設の開設を行います。 災害対策本部においては、避難部帰宅困難者対応班は避難誘導及び情報提供を行います。 3　避難措置 （1）　避難情報の発令による避難 カ　市民等への周知 （ア）　市長は、避難対象地域の市民等に対し防災行政無線による放送、ホームページやメール配信サービス、Lアラート、SNS などの活用により避難情報の伝達を行うとともに、必要に応じて、広報車の派遣や消防、警察、自主防災組織等の協力を得て組織的な伝達を行います。また、必要に応じて各家庭への戸別訪問等により避難情報の徹底を図ります。 第11節　津波対策 3　津波予報 （関連：「第3節　災害時の情報収集」、「2　災害状況等情報の収集及び報告」） 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合、気象庁から津波予報が発表されます。発表条件は次のとおりです。	（2）　帰宅困難者用一時滞在施設の開設 発災時に多数の帰宅困難者の発生に伴い、混乱を招く、又はそのおそれがある場合は、必要に応じて、帰宅困難者用一時滞在施設の開設を行います。 災害対策本部においては、帰宅困難者対応班は避難誘導及び情報提供を行います。また、必要に応じて災害対策本部において避難部帰宅困難者対応班の応援部隊を編成します。 3　避難措置 （1）　避難情報の発令による避難 カ　市民等への周知 （ア）　市長は、避難対象地域の市民等に対し防災行政無線による放送、ホームページやメール配信サービス、Lアラートなどの活用により避難情報の伝達を行うとともに、必要に応じて、広報車の派遣や消防、警察、自主防災組織等の協力を得て組織的な伝達を行います。また、必要に応じて各家庭への戸別訪問等により避難情報の徹底を図ります。 第11節　津波対策 （追加）	・　本業務にかかわらず、「第4章　第1節　4職員の動員・配備」に災害対策本部内の応援について定められているため

<table>
<tr><th>新（改訂後）</th><th>旧（改訂前）</th><th>備考欄</th></tr>
<tr>
<td>
(1)　0.2m未満の海面変動が予想されたとき
(2)　津波注意報解除後も海面変動が継続するとき

4　大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、津波予報の受理伝達
［以降、項番修正］
5　大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報発表時対策
(1)　津波警報、津波注意報発表時対策
ア　避難指示発令
（ア）　避難対象区域
避難対象区域は、津波警報・大津波警報発表時に気象庁が発表する津波の高さに応じて次のとおりとします。
<table>
<tr><th>発表される津波の高さ</th><th>避難対象区域</th></tr>
<tr><td>3m
（1m＜予想高さ≦3m）</td><td>唐ケ原、撫子原、海岸の砂浜、漁港内、相模川河口から四之宮ふれあい広場までの堤防の外側（河川敷と川の中）、金目川河口から東雲橋、玉川橋までの堤防の外側（河川敷と川の中）</td></tr>
<tr><td>1m
（0.2m≦予想高さ≦1m）</td><td>海岸の砂浜、漁港内、相模川河口から馬入水辺の楽校までの堤防の外側（河川敷と川の中）、金目川河口から花水橋までの堤防の外側（河川敷と川の中）</td></tr>
</table>
第12節　応急給水・物資等の調達・供給活動
1　応急給水
</td>
<td>
3　大津波警報、津波警報、注意報、津波情報の受理伝達

4　大津波警報、津波警報、注意報、津波情報発表時対策
(1)　津波警報、津波注意報発表時対策
ア　避難指示発令
（ア）　避難対象区域
避難対象区域は、津波警報・大津波警報発表時に気象庁が発表する津波の高さに応じて次のとおりとします。
<table>
<tr><th>発表される津波の高さ</th><th>避難対象区域</th></tr>
<tr><td>3m
（1m＜予想高さ≦3m）</td><td>唐ケ原、撫子原、
海岸付近、漁港内、河口周辺の堤防の内側</td></tr>
<tr><td>1m
（0.2m≦予想高さ≦1m）</td><td>海岸付近、漁港内、河口周辺の堤防の内側</td></tr>
</table>
第12節　応急給水・物資等の調達・供給活動
1　応急給水
</td>
<td>・　応急給水業務全般に関する内容</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>新（改訂後）</th><th>旧（改訂前）</th><th>備考欄</th></tr>
<tr>
<td>
（1） 実施機関
被災者に対する飲料水、生活用水及び医療機関等に対する飲料水、生活用水（医療用水）（以下、本節においては「飲料水等」という。）の供給は市長が行います。ただし、災害救助法が適用された際は県知事が行いますが、県知事から委託を受けた場合には市長が行います。
（2） 給水業務の分担
（略）
<table>
<tr><th>関係部等</th><th>分担業務</th></tr>
<tr><td>物資・給水部</td><td>1 物資班
① 備蓄しているペットボトル飲料水の払い出し
② ペットボトル飲料水の調達・配送
③ 支援物資（ペットボトル飲料水）の受入れ・配送

2 給水班
① 被害状況、復旧の見通し等給水に関する情報収集
② 非常用貯水タンクによる給水
③ 災害時相互応援協定自治体、応援水道事業者（日本水道協会）、自衛隊、協定締結事業者等への給水車及び給水資機材等の要請
④ 飲料水等の確保並びに給水場所及び医療機関への搬送、給水
⑤ 県企業庁平塚水道営業所、応援水道事業者（日本水道協会）、協定締結事業者、災害時相互応援協定自治体、自衛隊等との連絡、調整</td></tr>
</table>
</td>
<td>
（1） 実施機関
被災者に対する飲料水、生活用水及び医療機関等に対する飲料水、生活用水（医療用水）（以下、本節においては「飲料水等」という。）の供給は市長が行います。ただし、災害救助法が適用された際は県知事が行うが、県知事から委託を受けた場合には市長が行います。
（2） 給水業務の分担
（略）
<table>
<tr><th>関係部等</th><th>分担業務</th></tr>
<tr><td>物資・給水部</td><td>① 被害状況、復旧の見通し等給水に関する情報収集及び県企業庁平塚水道営業所、応援水道事業者（日本水道協会）、協定締結事業者との連絡、調整
② 飲料水等の全般的な必要給水量の把握、給水場所及び給水方法等の調整
③ 給水用タンクの確保及びトラック協会等運送関係機関への協力要請
④ 飲料水等の確保並びに給水場所及び医療機関への搬送、給水
⑤ 非常用貯水タンクによる給水
⑥ 応援協定都市、県、自衛隊等の協力に関する統括部統括班への要請、受入れ及び業務の調整</td></tr>
</table>
</td>
<td>を現状の取組に合わせて修正</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>新（改訂後）</th><th>旧（改訂前）</th><th>備考欄</th></tr>
<tr>
<td>
（(7)に移動）
（略）
（4） 飲料水等の確保
［以降、項番修正］
（5） 給水用資機材等の調達
給水用資機材等の調達は、被災の状況に応じ、次の方法により行うものとします。
<table>
<tr><th>資機材等</th><th>調達の方法</th></tr>
<tr><td>ア　給水車</td><td>① 応援水道事業者(日本水道協会)への要請は、県企業庁平塚水道営業所へ依頼します。
② 給水車を保有する災害時相互応援協定自治体への要請は、職員・受援班へ依頼します。
③ 自衛隊への要請は、統括班統括へ依頼します。</td></tr>
<tr><td>イ　備蓄資機材</td><td>本市が備蓄するろ水機、組立式給水タンク、給水タンク、給水用布製容器等、給水用資機材を、災害の状況に応じて適宜使用します。
（「食料、生活必需品、防災資機材等備蓄・装備状況一覧表」を参照）</td></tr>
<tr><td>ウ　運搬車両</td><td>総務部総務班を中心に庁用自動車の使用を調整し、又は物資班を通じトラック協会等へ給水タンク積載用トラック等の要請を行い、必要な車両を確保します。</td></tr>
</table>
</td>
<td>
（4） 給水の方法
（略）
（5） 飲料水等の確保
（6） 給水用資機材等の調達
給水用資機材等の調達は、被災の状況に応じ、次の方法により行うものとします。
<table>
<tr><th>資機材等</th><th>調達の方法</th></tr>
<tr><td>（追加）</td><td></td></tr>
<tr><td>ア　備蓄資機材</td><td>本市が備蓄するろ水機、組立式給水タンク、給水タンク、給水用布製容器等、給水用資機材を、災害の状況に応じて適宜使用します。
（「食料、生活必需品、防災資機材等備蓄・装備状況一覧表」を参照）</td></tr>
<tr><td>イ　運搬車両</td><td>総務部総務班を中心に庁用自動車の使用を調整し、又は同班を通じトラック協会等へ給水タンク積載用トラック等の要請を行い、必要な車両を確保します。</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
エ　その他必要な資機材等 上記の方法によりなお不足する資機材等については、必要に応じて協定締結事業者等から調達します。ただし、資機材等を購入することとなる場合は、事前又は事後に統括部財政班に報告します。	ウ　その他必要な資機材等 上記の方法によりなお不足する資機材等については、必要に応じて協定締結事業者等から調達します。ただし、資機材等を購入することとなる場合は、事前又は事後に統括部財政班に報告します。	
（削除）	（7）　他の自治体等への応援要請及び受入れ ア　給水の応援要請 （ア）　物資・給水部給水班は、給水量が不足する場合又は人員、資機材等の確保が困難であるときは、県企業庁と取り交わした「応急給水支援の事務処理に関する覚書」により、その必要とする給水量、人員等を把握します。給水に関する応援要請は、日本水道協会（県企業庁経由で要請）を第一とし、不足する場合は、相互応援協定都市等の他の地方公共団体若しくは自衛隊（以下、本節においては「応援自治体等」という。）に対して行います。 （イ）　広報班は、物資・給水部の要請により報道機関等に対し、給水の応援、協力に関して発表します。 イ　応援自治体等の受入れ 物資・給水部は、当該応援隊の現地への誘導、業務の事前調整等を行い、当該業務が終了するまで連絡、調整等に当たります。また、必要に応じて、活動状況を統括部統括班に報告するものとします。	・　本業務にかかわらず、「第4章　第1節　4職員の動員・配備」に災害対策本部内の応援について、「第5節　応援要請及び受援」について定められているため
（6）　飲料水等の搬送 ア　搬送の方法 飲料水等を確保し、給水車及び運搬車両等により医療施設、一般給水拠点等まで搬送する方法は次のとおりとします。ただし、被害の	（8）　飲料水等の搬送 ア　搬送の方法 飲料水等を確保し、医療施設、一般給水拠点等まで搬送する方法は次のとおりとします。ただし、被害の状況に応じ、その都度最も適	

<table>
<tr><th>新（改訂後）</th><th>旧（改訂前）</th><th>備考欄</th></tr>
<tr>
<td>
状況に応じ、その都度最も適切な方法により搬送するものとします。
<table>
<tr><th>種類</th><th>搬送の方法</th></tr>
<tr><td>ペットボトル飲料水</td><td>① 物資･給水部物資班が公用車や調達した車両により搬送します。
② 協定締結事業者へ依頼し搬送します。その際は、車両への積載は物資･給水部物資班が行います。</td></tr>
<tr><td>飲料水又は医療用水</td><td>応援水道事業者、災害時相互応援協定自治体、自衛隊等の給水車に災害用指定配水池（平塚配水池等）及び非常用貯水タンク等から給水し搬送します。</td></tr>
<tr><td>生活用水</td><td>① 物資･給水部給水班が公用車や調達した車両に積載した給水タンクで搬送します。
②警防部へ依頼し消防ポンプ車等車両により搬送します。
③ 応援水道事業者、災害時相互応援協定自治体、自衛隊等の給水車にで運搬します。ただし、生活用水を給水車に積載する際は事前に使用する給水車を保有する機関と協議します。</td></tr>
</table>
</td>
<td>
切な方法により搬送するものとします。
<table>
<tr><th>搬送の方法</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>（ア） 災害対策本部職員による搬送</td><td>物資･給水部が連携して直接搬送します。なお、物資･給水部の職員で対応が困難な場合は他部班の職員を派遣を要請して対応します。</td></tr>
<tr><td>（イ） 防災関係民間団体等による搬送</td><td>本章「第 17 節　自主防災組織等の活動」に掲げる防災関係民間団体等に対し、協力を要請し、又は業務委託し、搬送します。</td></tr>
<tr><td>（ウ） 応援自治体、自衛隊等に　　よる搬送</td><td>本章「第5節　応援要請及び受援」により他の地方公共団体に対しては統括部職員･受援班、自衛隊等へは統括部統括班から県を通じ協力を要請し、搬送します。</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
	（エ） ボランティア等による搬送 ボランティア部との協議により、個人又は団体等のボランティアに協力要請し、搬送します。 （オ） 協定締結事業者による直接搬送 協定締結事業者に協力要請し、直接目的の場所まで搬送します。	
（7） 給水の方法 ア 給水の時期及び給水方法 （ア） 給水の時期 被災者等への給水は、水道の被害状況や復旧の見通し等を総合的に判断し、速やかに行います。 （イ） 給水の方法 飲料水等は、備蓄しているペットボトルを搬送するほか、給水車、及び消防ポンプ車等車両による県企業庁の災害用指定配水池（平塚配水池等）からの搬送、市及び県が設置した非常用貯水タンクの貯水を汲み上げる方法などで行います。 a 給水容器等 飲料水及び生活用水の給水容器は、原則、被災者が各自用意します。 b 医療用水の給水 医療用水の給水は、要請のあった医療機関等と調整し、給水車で行います。	（4） 給水の方法 ア 給水の時期及び給水方法 （ア） 給水の時期 被災者等への給水は、水道の被害状況交通の状況、給水体制の進行状況等を総合的に判断し、必要の都度行います。 （イ） 給水の方法 飲料水等は、備蓄しているペットボトルを搬送するほか、給水車、及び消防ポンプ車等車両による県企業庁の災害用指定配水池（平塚配水池等）からの搬送、市及び県が設置した非常用貯水タンクの貯水を汲み上げる方法などで行います。 a 給水容器等 飲料水及び生活用水の給水容器は、原則、被災者が各自用意します。 b 医療用水の給水 医療用水の給水は、要請のあった医療機関等と調整し、状況に応じた適切な方法で行います。	

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
（ウ） 避難所運営委員会等による給水 a 飲料水等の給水は、物資･給水部、避難部避難班が相互に協力して行うものとしますが、避難所での供給は避難所運営委員会やボランティア等が行うものとします。ただし、必要な場合は、応援自治体及び自衛隊等に対して協力要請を行います。なお、自衛隊に対しては県を通じて協力要請を行います。 イ 給水の場所 飲料水及び生活用水の給水は、原則として非常用貯水タンク及び避難所で行います。ただし、被害の状況等により必要な場合は、公民館、公園等の適切な場所を給水場所（以下「一般給水拠点」という。）に指定し、給水します。 ウ 飲料水の給水順位 飲料水を給水する場合は、原則として次の順位で行うものとします。 （ア） 医療機関、臨時救護所又は社会福祉施設等の緊急性の高い施設 （イ） 避難所 （ウ） 一般給水拠点 （エ） 給食調理施設 （オ） その他必要と認められる場所 エ 給水上の配慮 飲料水等の給水に当たっては、特に次の点に留意するものとします。 （ア） 高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者及び負傷者に対する配慮 （イ） 給水の迅速性、確実性、公平性の確保	（ウ） 避難所運営委員会等による給水 a 飲料水等の給水は、物資･給水部、避難部避難班が相互に協力して行うものとしますが、避難所での供給は避難所運営委員会やボランティア等が行うものとします。 b 必要な場合は、民間団体、応援自治体及び自衛隊等に対して統括部統括班が協力要請を行います。なお、自衛隊に対しては県を通じて協力要請を行います。 イ 給水の場所 飲料水及び生活用水の給水は、原則として避難所で行います。ただし、被害の状況等により必要な場合は、公民館、公園等の適当な場所を給水場所（以下「一般給水拠点」という。）に指定し、給水します。 ウ 飲料水の給水順位 飲料水を給水する場合は、原則として次の順位で行うものとします。 （ア） 医療機関、臨時救護所又は社会福祉施設等の緊急性の高い施設 （イ） 避難所及び給食調理施設 （ウ） 一般給水拠点 エ 給水上の配慮 飲料水等の給水に当たっては、特に次の点に留意するものとします。 （ア） 高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者及び負傷者に対する配慮 （イ） 給水の迅速性、確実性、公平性の確保	

<table>
<tr><th>新（改訂後）</th><th>旧（改訂前）</th><th>備考欄</th></tr>
<tr>
<td>
（ウ）衛生上の配慮
（8）県企業庁平塚水道営業所、協定締結事業者等との連携
飲料水等の確保及び給水に当たっては、神奈川県企業庁平塚水道営業所及び協定締結事業者等と緊密な連携を保ち、相互に協力し、円滑な給水活動が行われるよう努めます。

2 物資等供給
（2）供給業務の手順及び分担
イ 供給業務の分担
<table>
<tr><th>関係部等</th><th>分担業務</th></tr>
<tr><td>避難部給食班</td><td>① 被災者等への炊出し等に係る調理、給食
② 学校給食センター及び学校給食施設の利用調整</td></tr>
</table>
（6）物資等の取扱い
ア 受入れ及び保管（地域内輸送拠点）
（ア） 物資等の受入れの場所は、地域内輸送拠点とします。なお、地域内輸送拠点の開設候補地は次のとおりとし、災害の規模や施設の状況により決定します。地域内輸送拠点を使用する見込みのある場合には、ただちに各施設管理者へ連絡し、被災状況等を確認して開設の調整をします。
<table>
<tr><th>地域内輸送拠点</th></tr>
</table>
</td>
<td>
（ウ）衛生上の配慮
（9）県企業庁平塚水道営業所、協定締結事業者との連携
飲料水等の確保及び給水に当たっては、神奈川県企業庁平塚水道営業所及び協定締結事業者と緊密な連携を保ち、相互に協力し、円滑な給水活動が行われるよう努めます。

2 物資等供給
（2）供給業務の手順及び分担
イ 供給業務の分担
<table>
<tr><th>関係部等</th><th>分担業務</th></tr>
<tr><td>避難部給食班</td><td>① 被災者等への炊出し等に係る調理、給食
② 学校給食共同調理場及び学校給食施設の利用調整</td></tr>
</table>
（6）物資等の取扱い
ア 受入及び保管（地域内輸送拠点）
（ア） 物資等の受入れの場所は、地域内輸送拠点とします。なお、地域内輸送拠点の開設優先順位は次のとおりとします。地域内輸送拠点を使用する見込みのある場合には、ただちに各施設管理者へ連絡し、被災状況等を確認して開設の調整をします。
<table>
<tr><th>優先順位</th><th>地域内輸送拠点</th></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>新（改訂後）</th><th>旧（改訂前）</th><th>備考欄</th></tr>
<tr>
<td>
<table>
<tr><td>1</td><td>・　平塚中央青果卸売株式会社平果地方卸売市場（協定締結事業者）
平塚市四之宮1－7－1
・　JA全農青果センター株式会社神奈川センター（協定締結事業者）
平塚市東八幡5－5－1</td></tr>
<tr><td>2</td><td>総合防災基地（平塚市総合公園　陸上競技場（雨天練習場）・野球場軒下）
平塚市大原1</td></tr>
<tr><td>3</td><td>その他、地域内輸送拠点に適する場所</td></tr>
</table>

第13節　被災後の生活対策
1　指定避難所の開設
（4）　指定避難所開設時の措置等
ウ　避難者を受け入れたとき避難所配備職員は、「避難所状況集約用紙」等により避難部避難班へ速やかに避難者数の報告を行います。

2　指定避難所の運営
（3）　運営における各種対策
イ　生活環境整備
（略）
（キ）　女性、子育て家庭、セクシュアルマイノリティ等への配慮
ウ　要配慮者、外国人等
高齢者や障がい者、妊婦、乳幼児、外国人等様々な方が避難することが考えられ、それぞれに配慮した対応を行います。
</td>
<td>
<table>
<tr><td>1</td><td>平果地方卸売市場（協定締結事業者）
平塚市四之宮1－7－1</td></tr>
<tr><td>2</td><td>総合防災基地（平塚市総合公園　総合体育館）
平塚市大原1</td></tr>
<tr><td>3</td><td>その他、地域内輸送拠点に適する場所</td></tr>
</table>

第13節　被災後の生活対策
1　指定避難所の開設
（4）　指定避難所開設時の措置等
ウ　避難者を受け入れたとき避難所配備職員は、「避難所状況集約用紙」等により速やかに避難者数の報告を行います。

2　指定避難所の運営
（3）　運営における各種対策
イ　生活環境整備
（略）
（キ）　女性、子育て家庭等への配慮
ウ　要配慮者、外国人等
高齢者や障がい者、妊婦、乳幼児、外国人、セクシャルマイノリティ等様々な方が避難することが考えられ、それぞれに配慮した対応を行い
</td>
<td>・　新たに協定を締結し、民間施設が加わったため、状況に応じて拠点を選択できるよう変更</td>
</tr>
</table>

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
	ます。	
エ　男女共同参画による運営 女性や子育て家庭の運営参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めます。	（追加）	・　災害対策基本法改正・防災基本計画改訂による追記
オ　防犯対策 ［以降、項番修正］	エ　防犯対策	
4　要配慮者対策 （3）　福祉避難所の開設と運営 要配慮者の円滑な利用の確保、相談、その他の支援を受けることができ、要配慮者の良好な生活環境を確保する場所として、福祉避難所を「福祉避難所一覧」のとおりとしています。 ア　福祉避難所の開設 （ア）　災害対策本部における担当 災害対策本部における担当は保健医療福祉部要配慮者班とします。	4　要配慮者対策 （3）　福祉避難所の開設と運営 要配慮者の円滑な利用の確保、相談、その他の支援を受けることができ、要配慮者の良好な生活環境を確保する場所として、福祉避難所を「福祉避難所一覧」のとおりとしています。 ア　福祉避難所の開設 （ア）　災害対策本部における担当部 災害対策本部における担当部は保健医療福祉部とします。	
（4）　災害救助法による福祉サービスの提供 ア　対象者 災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障害者、子ども、妊産婦その他の者） イ　救助期間 災害発生の日から7日以内 ウ　救助の範囲 （ア）　災害時要配慮者に関する情報の把握 （イ）　災害時要配慮者からの相談対応 （ウ）　災害時要配慮者に対する避難生活上の支援	（追加）	・　災害救助法改正による追記

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
（エ）災害時要配慮者の避難所への誘導 （オ）福祉避難所の設置 エ　対象経費 （ア）上記(ア)から(エ)までについては、避難所、在宅、車中泊避難者の職員による巡回、DWAT派遣等を想定し、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費が対象となります。 （イ）上記(オ)福祉避難所の設置については、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費が対象となります。 5　宅地内の障害物の除去 (1)　災害救助法による実施機関 ア　被災者に対する災害救助法による障害物の除去は、災害救助法が適用された場合は、県知事が実施します。ただし、被害の程度等により、災害救助法による障害物の除去を県知事から委任されたときは、市長(土木復旧部土木復旧班)が実施します。 イ　災害救助法が適用されない場合で、市長が必要と認めた場合は、市長が実施します。 ウ　救助期間は災害発生の日から原則として 10 日以内に完了します。 (2)　災害救助法の障害物の除去の対象者及び除去対象範囲 対象者は、半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者となります。また、対象範囲は、生活上欠くことのできない場所(居室、台所、玄関、便所、入り口が閉鎖された場合の玄関周り等)が対象となります。 (3)　災害救助法の対象経費		・　掲載箇所の整理

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費、工事等事務費等一切の経費が対象となります。 （4）その他の支援制度の利活用 土木復旧部土木復旧班は、災害の状況により、宅地内にある障害物（廃棄物・土砂の排出）の除去に関して次の災害救助法以外の支援制度の活用について検討します。検討にあたっては、国、県、環境衛生部と協議します。 ア　災害等廃棄物処理事業（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく国庫補助） イ　堆積土砂排除事業（都市災害復旧事業国庫補助（対象は土砂のみ）） 6　仮設住宅等応急住宅対策 （1）　実施機関 ア　被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合は、県知事が実施します。ただし、被害の程度等により、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を県知事から委任されたときは、市長（建築判定・住宅部住宅応急対策班及び住宅班）が実施します。 第14節　保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動 3　遺体対策等 （3）　遺体の対策等 ア　遺体の検案等 （ア）　遺体の検視・検案に関する機関別活動内容	5　仮設住宅等応急住宅対策 （1）　実施機関 ア　被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合は、県知事が実施します。ただし、被害の程度等により、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を県知事から委任されたときは、市長が実施します。 第14節　保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動 3　遺体対策等 （3）　遺体の対策等 ア　遺体の検案等 （ア）　遺体の検視・検案に関する機関別活動内容	

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
d　平塚歯科医師会 平塚歯科医師会は、市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検視に協力します。 第19節　被災者の生活再建支援 （P193） 1　罹災証明書等の発行 （2）　発行の手続き等 イ　被害調査の実施と被災者台帳の作成 （イ）　被災者台帳の作成 総務部罹災証明班及び警防部消防署班は、上記被害調査の結果をもとに、被災者台帳を作成します。 ウ　証明書の発行 （ア）　被災者台帳に基づく発行 罹災証明書(自然災害関係)の発行は、罹災証明申請書(自然災害関係)により被災者の申請を受け、上記被災者台帳の確認により行います。なお、火災関係の罹災証明書の様式は、り災証明申請書(火災関係)及びり災証明書(火災関係)とします。 （イ）　再調査等の実施 被災者台帳で確認できない場合又は被災者から証明の内容に不服の申立てがあった場合の必要な再調査等について、別に定めます。 2　生活再建支援 （4）　被災者台帳の作成 統括部統括班及び関係部班は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者	d　平塚市歯科医師会 市歯科医師会は、市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検視に協力します。 第19節　被災者の生活再建支援 （P192） 1　罹災証明書等の発行 （2）　発行の手続き等 イ　被害調査の実施と罹災者台帳の作成 （イ）　罹災者台帳の作成 総務部罹災証明班及び警防部消防署班は、上記被害調査の結果をもとに、罹災者台帳(被災者調査票)を作成します。 ウ　証明書の発行 （ア）　罹災者台帳に基づく発行 罹災証明書の発行は、罹災証明申請書(自然災害関係)により被災者の申請を受け、上記罹災者台帳で確認し、罹災証明書(自然災害関係)により行います。ただし、火災関係の罹災証明書の様式は、罹災証明申請書(火災関係)及び罹災証明書(火災関係)とします。 （イ）　再調査等の実施 罹災者台帳で確認できない場合又は被災者から証明の内容に不服の申立てがあった場合の必要な再調査等について、別に定めます。 2　生活再建支援 （追加）	・　防災基本計画に合わせて修正

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施します。 ［以降、項番修正］ （6）広域一時滞在受入先自治体への情報提供 統括部広聴班及び秘書広報部広報班は広域一時滞在の受入先の自治体との間で、被災者台帳などの被災住民に関する情報を提供します。 ［以降、項番修正］ （14）被災者生活再建に関する支援体制の構築 ア　各種被災者支援施策の実施 統括部広聴班及び関係各部班は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を把握できるよう広報します。 イ　独自の支援措置の検討 統括部は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を検討します。 第20節　教育対策 3　市の教育施設の応急復旧対策 (1)　被害状況等の報告及び依頼 学校(園)長は、災害が発生したときには、速やかに次の事項について教育委員会に報告・依頼をします。 ア　報告 (ア)　施設、設備及び敷地の被害状況	（追加） （12）被災者生活再建に関する支援体制の構築 罹災証明書の発行、義援金の給付等多岐にわたる被災者生活再建支援業務における支援の漏れや手続きの重複を防止し、一刻も早い被災者の生活支援を行うため、被災者生活再建支援の状況を一元的に管理する被災者台帳の作成や被災情報を効率的に処理するシステムを活用した支援体制の構築に努めます。 第20節　教育対策 3　市の教育施設の応急復旧対策 (1)　被害状況等の報告 学校(園)長は、災害が発生したときには、速やかに次の事項について教育委員会に報告します。 ア　施設、設備及び敷地の被害状況	・　災害対策基本法改正・防災基本計画改訂による追記

<table>
<tr><th>新（改訂後）</th><th>旧（改訂前）</th><th>備考欄</th></tr>
<tr><td>（イ）児童等の被災状況
（ウ）教職員の被災状況
（エ）その他応急措置を必要と認める事項
イ　依頼
（ア）施設の建築物応急危険度判定を依頼

4　応急教育の実施
（3）応急教育に伴う給食
エ　学校給食センターが避難者の炊き出しや給食のために使用される場合

第21節　災害救助法関係
2　救助の内容及び期間等
（略）
<table><tr><th>救助の内容</th><th>期間等</th><th>実施機関</th></tr><tr><td>（ク）福祉サービスの提供</td><td>実施期間7日以内</td><td>神奈川県（DWATの派遣等）平塚市（巡回、福祉避難所等）</td></tr><tr><td>（ケ）被災した住宅の応急修理</td><td>3か月以内に完了</td><td>平塚市</td></tr></table>［以降、項番修正］

［地 震 災 害］
第 5 章
災害復旧・復興対策</td><td>イ　児童等の被災状況
ウ　教職員の被災状況
エ　その他応急措置を必要と認める事項
（追加）

4　応急教育の実施
（3）応急教育に伴う給食
エ　学校給食共同調理場が避難者の炊き出しや給食のために使用される場合

第21節　災害救助法関係
2　救助の内容及び期間等
（略）
<table><tr><th>救助の内容</th><th>期間等</th><th>実施機関</th></tr><tr><td>（追加）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>（ク）被災した住宅の応急修理</td><td>3か月以内に完了</td><td>平塚市</td></tr></table>
［地 震 災 害］
第 5 章
災害復旧・復興対策</td><td>・　災害救助法改正による追記</td></tr>
</table>

平塚市地域防災計画（地震災害対策計画）新旧対照表　　改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
（P210） 第2節　被災状況の調査 3　復興計画の作成及び復興計画を実施するための調査 （3）地域経済の復興施策に係わる調査 イ　地域への影響の把握 ○　被災状況調査の概要フロー 罹災証明書の発行及び災害見舞金の支給 ［南 海 ト ラ フ 地 震］ 第 6 章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第1節　総則 4　南海トラフ地震により想定される被害の概要 （P221） （2）神奈川県地震被害想定調査報告書の南海トラフ巨大地震による本市の被害想定 （被害想定の各数値は資料 2-2 のとおり） ○　要配慮者のうち、高齢者は65歳以上を、要介護者は要介護3以上を対象としている。 （令和7年神奈川県地震被害想定調査による）	（P208） 第2節　被災状況の調査 3　復興計画の作成及び復興計画を実施するための調査 （3）地域経済の復興施策に係わる調査 イ　地域への影響の把握 ○　被災状況調査の概要フロー 罹災証明の発行及び災害見舞金の支給 ［南 海 ト ラ フ 地 震］ 第 6 章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第1節　総則 4　南海トラフ地震により想定される被害の概要 （P218） （2）神奈川県地震被害想定調査報告書の南海トラフ巨大地震による本市の被害想定 （被害想定の各数値は資料 2-2 のとおり） ※　要配慮者のうち、高齢者は75歳以上を、要介護者は要介護3以上を対象としている。 ※　都市ガスの供給停止件数は、地震による被害が大きいと推定される地域全体の安全を確保するために、ガスの供給を停止する件数です。 （平成 27 年神奈川県地震被害想定調査による）	・　県被害想定調査との整合

平塚市地域防災計画（地震災害対策計画）新旧対照表　　改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
第4節　時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項 5　南海トラフ地震臨時情報に対応した防災体制 （P234） （3）　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 イ　災害対策本部の設置 市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合、災害対策本部を設置し、災害対策本部会議を開催することで、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容について共有するとともに、当面の活動方針を決定します。	第4節　時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項 5　南海トラフ地震臨時情報に対応した防災体制 （P232） （3）　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 イ　地震災害警戒本部の設置 市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合、地震災害警戒本部を設置し、地震災害警戒本部会議を開催することで、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容について共有するとともに、当面の活動方針を決定します。 市以外の機関は、その実情に応じ災害対策本部に準じた組織を設置し、後発地震に備えた体制を整えます。	・　大規模地震対策特別措置法及び平塚市地震災害警戒本部条例との整合